

# 目 次

## 第 1 号 (3月1日)

1	出席議員	1
2	欠席議員	1
3	説明のための出席者	1
4	職務のための出席者	1
5	議事日程	1
6	本日の会議に付した事件	2
7	議事	
	開会	4
	日程第1 会議録署名議員の指名	
	日程第2 会期の決定	
	日程第3 諸般の報告	
	日程第4 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度南越前町一般会計補正予算(第9号))	
	日程第5 議案第6号 令和2年度南越前町一般会計補正予算(第10号)	
	日程第6 議案第7号 令和2年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
	日程第7 議案第8号 令和2年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第5号)	
	日程第8 議案第9号 令和2年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第4号)	
	日程第9 議案第10号 令和2年度南越前町個別排水処理施設特別会計補正予算(第1号)	
	日程第10 議案第11号 令和2年度南越前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
	日程第11 議案第12号 令和2年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)	
	日程第12 議案第13号 令和2年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第3号)	
	日程第13 議案第14号 令和2年度南越前町下水道特別会計補正予算(第2号)	
	日程第14 議案第15号 令和2年度南越前町水道事業会計補正予算(第4号)	
	日程第15 議案第16号 令和3年度南越前町一般会計予算	
	日程第16 議案第17号 令和3年度南越前町国民健康保険特別会計予算	
	日程第17 議案第18号 令和3年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算	
	日程第18 議案第19号 令和3年度南越前町河野診療所特別会計予算	
	日程第19 議案第20号 令和3年度南越前町個別排水処理施設特別会計予算	
	日程第20 議案第21号 令和3年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算	
	日程第21 議案第22号 令和3年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算	
	日程第22 議案第23号 令和3年度南越前町農業集落排水特別会計予算	
	日程第23 議案第24号 令和3年度南越前町老人保健施設特別会計予算	
	日程第24 議案第25号 令和3年度南越前町介護保険特別会計予算	
	日程第25 議案第26号 令和3年度南越前町下水道特別会計予算	
	日程第26 議案第27号 令和3年度南越前町水道事業会計予算	
	日程第27 議案第28号 南越前町附属機関設置条例及び南越前町特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
	日程第28 議案第29号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に ついて	
	日程第29 議案第30号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正について	
	日程第30 議案第31号 南越前町母子家庭等医療費の助成に関する条例等の一部改正について	



# 目 次

## 第 2 号 (3月2日)

1	出席議員	29
2	欠席議員	29
3	説明のための出席者	29
4	職務のための出席者	29
5	議事日程	29
6	本日の会議に付した事件	30
7	議事	
	開議	32
日程第 1	議案第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 2 年度南越前町一般会計補正予算(第 9 号))
日程第 2	議案第 6 号	令和 2 年度南越前町一般会計補正予算(第 10 号)
日程第 3	議案第 7 号	令和 2 年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 4	議案第 8 号	令和 2 年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第 5 号)
日程第 5	議案第 9 号	令和 2 年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第 4 号)
日程第 6	議案第 10 号	令和 2 年度南越前町個別排水処理施設特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 7	議案第 11 号	令和 2 年度南越前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 8	議案第 12 号	令和 2 年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 9	議案第 13 号	令和 2 年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 10	議案第 14 号	令和 2 年度南越前町下水道特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 11	議案第 15 号	令和 2 年度南越前町水道事業会計補正予算(第 4 号)
日程第 12	議案第 28 号	南越前町附属機関設置条例及び南越前町特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 13	議案第 29 号	南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に ついて
日程第 14	議案第 30 号	南越前町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 15	議案第 31 号	南越前町母子家庭等医療費の助成に関する条例等の一部改正について
日程第 16	議案第 32 号	南越前町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 17	議案第 33 号	南越前町介護保険条例の一部改正について
日程第 18	議案第 34 号	南越前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例等の一部改正について
日程第 19	議案第 35 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 20	議案第 36 号	町道路線の認定について
日程第 21	議案第 37 号	工事請負変更契約の締結について
日程第 22	議案第 38 号	工事請負変更契約の締結について
日程第 23	議案第 39 号	工事請負変更契約の締結について
日程第 24	議案第 40 号	工事請負変更契約の締結について
日程第 25	議案の常任委員会付託	
日程第 26	議案第 16 号	令和 3 年度南越前町一般会計予算
日程第 27	議案第 17 号	令和 3 年度南越前町国民健康保険特別会計予算
日程第 28	議案第 18 号	令和 3 年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算
日程第 29	議案第 19 号	令和 3 年度南越前町河野診療所特別会計予算



# 目 次

## 第 3 号 (3月9日)

1	出席議員	38
2	欠席議員	38
3	説明のための出席者	38
4	職務のための出席者	38
5	議事日程	38
6	本日の会議に付した事件	38
7	議事	
	開議	39
	日程第1 代表質問	
	平泉 初男	39
	日程第2 一般質問	
	熊谷 良彦	43
	山本 優	46
	加藤 伊平	53
	大浦 和博	56
	井上 利治	63
	山本 徹郎	66
8	散会	70

# 目 次

## 第 4 号 (3月19日)

1	出席議員	71
2	欠席議員	71
3	説明のための出席者	71
4	職務のための出席者	71
5	議事日程	71
6	本日の会議に付した事件	72
7	議事	
	開議	74
日程第 1	議案第 16 号	令和 3 年度南越前町一般会計予算
日程第 2	議案第 17 号	令和 3 年度南越前町国民健康保険特別会計予算
日程第 3	議案第 18 号	令和 3 年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算
日程第 4	議案第 19 号	令和 3 年度南越前町河野診療所特別会計予算
日程第 5	議案第 20 号	令和 3 年度南越前町個別排水処理施設特別会計予算
日程第 6	議案第 21 号	令和 3 年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算
日程第 7	議案第 22 号	令和 3 年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 8	議案第 23 号	令和 3 年度南越前町農業集落排水特別会計予算
日程第 9	議案第 24 号	令和 3 年度南越前町老人保健施設特別会計予算
日程第 10	議案第 25 号	令和 3 年度南越前町介護保険特別会計予算
日程第 11	議案第 26 号	令和 3 年度南越前町下水道特別会計予算
日程第 12	議案第 27 号	令和 3 年度南越前町水道事業会計予算
	当初予算特別委員長報告	
日程第 13	議案第 28 号	南越前町附属機関設置条例及び南越前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 14	議案第 29 号	南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 15	議案第 30 号	南越前町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 16	議案第 31 号	南越前町母子家庭等医療費の助成に関する条例等の一部改正について
日程第 17	議案第 32 号	南越前町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 18	議案第 33 号	南越前町介護保険条例の一部改正について
日程第 19	議案第 34 号	南越前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
日程第 20	議案第 35 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 21	議案第 36 号	町道路線の認定について
日程第 22	議案第 37 号	工事請負変更契約の締結について
日程第 23	議案第 38 号	工事請負変更契約の締結について
日程第 24	議案第 39 号	工事請負変更契約の締結について
日程第 25	議案第 40 号	工事請負変更契約の締結について
	各常任委員長報告	
日程第 26	議案第 41 号	南越前町副町長の選任について
日程第 27	議案第 42 号	南越前町教育長の任命について

日程第 28	議案第 43 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 29	議案第 44 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 30	発議第 1 号	南越前町議会会議規則の一部改正について
日程第 31	議員派遣について	

8	閉会	85
---	----	----

令和3年3月南越前町議会会議録

招集の告示 令和3年2月19日 南越前町告示第10号  
招集の期日 令和3年3月 1日  
招集の場所 南越前町役場 議場

第 1 号 3月1日(月)

出席議員(敬称略) 14名

1番 高橋 宏介	2番 山本 徹郎	3番 大浦 和博
4番 城野 庄一	5番 熊谷 良彦	6番 喜村喜代治
7番 平泉 初男	8番 加藤 伊平	9番 井上 利治
10番 生駒 一義	11番 秋田 重敏	12番 平谷 弘子
13番 山本 優	14番 丸岡 武司	

欠席議員(敬称略) なし

会議録署名議員 12番 平谷 弘子 13番 山本 優

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉 光弘		
副町長	藤原 十三夫		
総務課長	北野 徹	観光まちづくり課長	関根 将人
町民税務課長	野村 和子	保健福祉課長	西村 成男
農林水産課長	山岸 健	建設整備課長	中村 勝典

(教育委員会)

教 育 長	上田 康彦	事 務 局 長	坂井 浩伸
-------	-------	---------	-------

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	中村 幸彦	書 記	關 敏宏
--------	-------	-----	------

議事日程(別紙のとおり)



## 会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

- 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度南越前町一般会計補正予算(第9号))
- 議案第6号 令和2年度南越前町一般会計補正予算(第10号)
- 議案第7号 令和2年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第8号 令和2年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第5号)
- 議案第9号 令和2年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第4号)
- 議案第10号 令和2年度南越前町個別排水処理施設特別会計補正予算(第1号)
- 議案第11号 令和2年度南越前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第12号 令和2年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)
- 議案第13号 令和2年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第14号 令和2年度南越前町下水道特別会計補正予算(第2号)
- 議案第15号 令和2年度南越前町水道事業会計補正予算(第4号)
- 議案第16号 令和3年度南越前町一般会計予算
- 議案第17号 令和3年度南越前町国民健康保険特別会計予算
- 議案第18号 令和3年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算
- 議案第19号 令和3年度南越前町河野診療所特別会計予算
- 議案第20号 令和3年度南越前町個別排水処理施設特別会計予算
- 議案第21号 令和3年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算
- 議案第22号 令和3年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第23号 令和3年度南越前町農業集落排水特別会計予算

- 議案第24号 令和3年度南越前町老人保健施設特別会計予算
- 議案第25号 令和3年度南越前町介護保険特別会計予算
- 議案第26号 令和3年度南越前町下水道特別会計予算
- 議案第27号 令和3年度南越前町水道事業会計予算
- 議案第28号 南越前町附属機関設置条例及び南越前町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第29号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部改正について
- 議案第30号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第31号 南越前町母子家庭等医療費の助成に関する条例等の一部改正に  
ついて
- 議案第32号 南越前町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第33号 南越前町介護保険条例の一部改正について
- 議案第34号 南越前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に  
関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第36号 町道路線の認定について
- 議案第37号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第38号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第39号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第40号 工事請負変更契約の締結について
- 報告第1号 専決処分事項の報告について  
(法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償の額の決定について)
- 報告第2号 専決処分事項の報告について  
(和解について)

---

開 会

〔開会 午前10時00分〕

○議長（秋田重敏君）ただいまより、令和3年3月南越前町議会定例会を開会いたします。3月議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先般の任期満了に伴う町長選挙におかれましては、岩倉町長が無投票で2期目の当選を果たされました。心よりお祝いを申し上げます。南越前町を取り巻く情勢は人口減少問題等をはじめ、多くの課題が山積し、厳しいものがございますが、公約に掲げられた「元気で誰もが住みたくなるまち」に向けて、粉骨砕身努めていただき、活力のある町づくり及び、住民福祉の向上のために町政を推進していただきますようお願い申し上げます。議会といたしましても、町長をはじめ理事者側と切磋琢磨しながら、真摯な議論を交わし、町政を支援していく覚悟でございまして、よろしくお祈りを申し上げます。

ところで、先月、東北にて、震度6強の地震が発生し、東北をはじめとした周辺地域において被害が発生しました。今回の地震は、気象庁によれば、東日本大震災の余震とのことであり、震災から10年も経過してからの大きな余震の発生でありました。東日本大震災による被災地が、復興に向けて懸命に頑張っている最中の出来事であり、被災された方々の心の中はいかばかりであったかと存じます。地震により被災された皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。

さて、本町においては、昨年1年間大きな災害の発生もなく本年1月の大雪においても、適正なる除雪体制により、主要幹線道路、生活道路とも適時除雪が行われ、交通障害や学校の休校、ごみの収集の中止もなく、住民生活に対する大きな影響が生じなかったことにつきましては、感謝申し上げるしだいでございます。しかしながら、災害は忘れたころにやってくると申します。住民が安心して生活できるよう、より一層の防災対策・対応をお願いしたいと存じます。

また、国は、新型コロナワクチンの承認を行い、医療関係者からワクチンの接種を開始いたしました。4月ごろからは、高齢者への接種を開始し、その後順次、接種を行っていく計画とのことです。住民に対する接種が少しでも早く完了し、平穏な生活や地域活動ができるよう議会といたしましても、早期にワクチン接種の推進に対して全力で支援してまいりますので、町長をはじめ、接種に従事される職員の皆さんには大変ご苦勞をおかけしますが、慎重かつ迅速な対応をお願いしたいと存じます。

さて、3月議会は、新年度予算をはじめ、補正予算、条例の改正など、重要な案件が多くありますので、議員各位におかれましては、本定例会に提出されました各案件におきまして、慎重審議いただきますことをお願い申し上げまして、挨拶といたします。

本日の出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

[午前10時05分]

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（秋田重敏君）本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に入ります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、12番 平谷弘子君、13番 山本 優君を指名いたします。

---

#### 会期の決定

○議長（秋田重敏君）次に日程第2 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る2月2日と2月22日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、議会運営委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）14番 丸岡 武司君。

○14番（丸岡武司君）それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。令和3年3月定例会の運営につきまして、去る2月2日及び2月22日に正副議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。当委員会で協議し、決定いたしました結果につきまして、ご報告いたします。

会期につきましては、本日より19日までの19日間といたします。議会日程につきましては、お手元にお配りいたしました日程表のとおりであります。

議員各位のご賛同とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（秋田重敏君）お諮りいたします。ただいまの丸岡委員長の報告のとおり、本定例会の会期を本日から19日までの19日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から19日までの19日間とすることに決定しました。

---

### 諸 般 の 報 告

○議長（秋田重敏君）次に、日程第3 諸般の報告を行います。12月議会定例会以降に開催されました会議等につきましては、お手元に配付してあります諸報告のとおりです。次に、監査委員から送付されました例月出納検査の結果につきましては、お手元に写しを配付してありますので、ご覧願います。これで、諸般の報告を終わります。

---

### 議 案 の 上 程

○議長（秋田重敏君）次に、日程第4 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度 南越前町一般会計補正予算(第9号))から、日程第39 議案第40号 工事請負変更契約の締結についてまでの、36議案を一括して上程いたします。

---

### 提 案 理 由 の 説 明

○議長（秋田重敏君）岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）本日ここに、令和3年3月定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、

誠にありがとうございます。この度の南越前町長選挙におきまして、町民の皆様方をはじめ多くの方々から力強いご支援とご支持をいただきまして、引き続き町政の重責を担わせていただくこととなりました。今ほど秋田議長からお祝いの言葉、激励の言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。これから今一度、初心に立ち返りまして、町民の皆様方から寄せられましたご期待にお応えすべく、南越前町発展のために全身全霊をかけてまして、また誠心誠意、頑張る所存でございますので、今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

はじめに、なんと言っても昨年は、新型コロナウイルスで始まりまして、新型コロナウイルスで終わった一年でありましたが、今年1月に入りまして、再び1都2府8県に緊急事態宣言が発出され、これらの都府県では人の移動を極力抑えるため飲食店の時短営業やテレワークの推進を図り、感染者数のピークを抑えることについては一定の成果がうかがえるところまできておりますけれども、逼迫する病床など医療の現場はなお今も予断を許さず厳しい状況が続いているところがあります。

県内では、緊急事態宣言発出には至っておりませんが、坂井市の介護施設では大規模なクラスターが発生をいたしまして、高齢の方々が多くお亡くなりになられるなど完全な終息には至っていないのが現状であります。今後も町民の皆様におかれましては、引き続き油断することなく、新しい生活様式の中、しっかりとした感染予防対策をお願いし、町といたしましても感染対策、そしてまた経済対策などの支援策を講じていくことといたしますので、ご理解方よろしくお願いを申し上げます。また、感染拡大を抑えるためのワクチン接種につきましては、全国的に医療従事者を皮切りに2月中旬から始まったところでありまして、本町におきましても、4月からの接種に向けまして準備を急いでいるところでありまして、今月中旬より高齢者の方々から順次、接種券を郵送することといたしておりますので、今しばらくお待ちいただきたく思います。接種の方法は、町内の医療機関での個別接種と保健福祉センターや住民センターでの集団接種から選択できることとなりますので、接種券が到着の際は、日時、会場をご確認していただいて、予約のうえ接種をお願いいたします。

国内に目を向けますと、第204回通常国会が1月18日に開会されまして、追加して新型コロナウイルス対策を行う経費等を盛り込んだ令和2年度第3次補正予算が既に成立したほか、令和3年度予算など重要案件が衆参両院で審議中でありまして、令和3年度予算では、令和2年度第3次補正予算と合わせて、新型コロナウイルス感染拡大防止に万全を期しつつ、中長期的な課題であるデジタル社会・グリーン社会の実現、活力ある地方創生、少子化対策など全世代型社会保障制度の構築等にも対応した予算となっております。総額106兆6千億円と史上最

大規模の予算となっております。

次に、このほど県は令和3年度の当初予算を発表いたしました。杉本県知事の1期目折り返しとなる当初予算は、5,561億円となり過去最大規模の予算となっております。新型コロナウイルスに打ち克つ社会経済の実現と、県の長期ビジョンによる新時代の創造や安心・安全対策にも配慮した攻守バランスのとれた予算となっており、令和2年度2月補正予算と一体的に編成した予算となっております。

さて、ここで、2期目にあたりまして町政の運営につきまして私の所信を述べさせていただきます。

前々から述べさせていただいておりますが、南越前町の最重要課題というのは、何といっても人口減少対策と地域の活性化であります。合併時の平成17年に実施した国勢調査の人口は12,274人でありましたが、昨年実施されました令和2年国勢調査の人口は、現在集計中でありすけれども、1万人前後が予想されまして、この15年間で約2千数百人が減少したこととなり、町として深刻な問題として受け止め、若者がしっかり定住できる思い切った住宅政策、そしてまた子育て支援策に取り組んでいきたいと考えているところであります。

一方、地域の活性化については、交流人口を拡大するため4つの観光事業に力を入れていきたいと考えております。一つ目は、4年前に日本遺産に認定いただいた北前船寄港地船主集落で国の重要文化財である中村家住宅を2年後には一般公開できるよう取り組んでまいります。二つ目は、江戸時代北国街道屈指の宿場町として栄えた街並みを後世に残すため、今庄宿の国の重要伝統的建造物群の地区指定に取り組み、街並みの保存を進めます。三つ目は、今庄地区の旧北陸線トンネル群等の鉄道遺産であり、これも昨年、日本遺産の認定をいただきましたので、冠を活かして敦賀市・長浜市としっかり連携して観光客の誘客を促進いたします。四つ目は、国の史跡杣山城跡の居館跡を4年かけて復元整備しまして、隣接する日本一の花はす公園と一体的に観光の目玉にしていきたいと考えております。

以上、地域の資源資産に磨きをかけまして、元気で誰もが住みたくなるまちを目指し、山積する課題を一つ一つ丁寧に対処し、夢のあるまちづくりを進めていくことといたします。

ここで、2期目に入りまして、引き続き「6つのまちづくり事業」について、強力に取り組んでまいりたいと考えております。令和3年度の主要施策、重点事項等につきまして述べさせていただきます。

まず、一つ目の「町民に優しいまちづくり」であります。

一、障害の有無に関わらず、誰もが身近な地域でいつまでも暮らし続けることができる、思いやりと支え合いのまちづくりのため、自立支援サービスなど障害

者福祉施策を推進いたします。

一、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化を目指し、「地域ふれあいサロン」を中心とした介護予防活動と地域の見守り・支え合い体制づくりを支援いたします。

一、町の代表的な観光施設である「花はす公園」のバリアフリー化などを進めること、そしてまた、高齢者や障害者の利用に配慮した公共施設の整備を推進いたします。

一、妊産婦や小学校就学前の子どもを持つ保護者などが抱える地域の多様化するニーズに応えるため、民間を含む認定こども園2園と保育所2ヶ所、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点において、発達や状況に応じたきめ細やかな教育・保育と、切れ目のない支援を提供いたします。

一、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、引き続き子ども医療費助成の対象年齢を18歳までとし、窓口の無料化を図ることで福祉の増進を図ります。

一、高校生までの子どもインフルエンザ予防接種費用の全額助成や、療育のため町外の病院や施設に通院・通所する乳幼児の保護者に支援金を支給することにより、子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、疾病の予防と早期治療、早期療育の促進に努めます。

一、悪性新生物をはじめとする生活習慣病予防のため、町民の健康づくりスローガンである「がん予防スタートプロジェクト」の普及・啓発を行い、町民全体の健康意識とがん予防意識の向上を図ります。

一、地域に根ざした身近な医療機関の役割を果たし、利用者の視点に立って、良質な医療サービスを提供するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止を念頭に置きつつ、計画的に医療機器等の更新を行うなど、医療資源の効率的かつ効果的な活用に努めます。

次に、二つ目の「安全安心して暮らせるまちづくり」であります。

一、地震や風水害等の災害から町民の生命と財産を守るため、避難訓練を含めた町の総合防災訓練を実施いたしまして住民の防災意識を高めるとともに、地域の防災力を高めるために、集落の「共助」による自主防災組織の設立及び活動を支援いたしまして、災害に強い安全安心なまちづくりを目指します。

一、安全に配慮した町内公共交通の運行の維持に取り組むとともに、町民に対し一層の利用促進を働きかけます。また、関係市町と連携し交通弱者や通勤通学者が安心して利用できる公共交通機関の安定した運営に努めます。

一、国道8号の防災事業、国道305号改良事業、国道365号栃ノ木峠改良事



業、県道中小屋武生線等の地域間を結ぶ幹線道路の改良促進を図るため、国・県・関係機関に強く要請を行います。

一、町道の生活利便性の向上を図るため、町道脇本上平吹線の上平吹橋の架替工事を引き続き実施します。また、雪に強い道路交通網の実現に向けまして、町道南条線、町道日野団地線、町道上野東環状線の消雪工事を実施いたします。

一、子育て世帯や新婚世帯など若い世代の定住を促進するため、東大道分譲地を造成すると共に、宅地の分譲、そして空き家及び住宅取得に対する補助などの住宅政策を引き続き推進いたします。また、空き家の現状を把握し利活用を進めるため、空き家実態調査を実施いたします。

一、老朽化した水道施設を計画的に更新していくため、今泉配水区管路更新事業を継続して実施します。また、安全で効率的に施設を管理していくため、水道管路管理システムの整備や水道遠方監視システムの更新事業を実施いたします。

次に、三つ目の「生き活きと働けるまちづくり」であります、

一、南越前町遠距離通勤者高速道路利用支援事業を拡充しまして、遠方の勤務地に高速道路で通勤する方の費用及び身体的負担の軽減を図るとともに、短縮された通勤時間を有効に活用できるよう、ワークライフバランスの充実を促します。

一、雇用拡大による地域経済の活性化を図るために鯖波工業団地拡張整備事業に着手いたします。

一、日本遺産に認定されました「北前船寄港地・船主集落」と「旧北陸線トンネル群」ならびに重要伝統的建造物群保存地区の選定後の「北国街道 今庄宿」への誘客を拡大するために、関係市町で構成する協議会等の事業展開と合わせ、地域住民と協働した取り組みを推進し、魅力ある観光地づくりによる地域経済の活性化を図ります。

一、農業者の経営の安定と発展、農産物の生産促進のための支援を行うとともに、地域の農業を守り、農地の保全を図るために、集落営農の組織化および農業経営の法人化や広域化を推進いたします。

一、本町の中山間地域の農地を適正に保全し耕作放棄地の発生を抑えるために、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度および中山間地域農地保全事業を活用して農地の保全や耕作に取り組む団体、そして農家等を支援するとともに、安定した農業生産活動のための基盤整備を推進いたします。

一、鳥獣害対策の基本であります、捕獲・追い払い・防御を効率的に行うために、地域ぐるみの被害防止活動を支援するとともに、侵入防止施設の整備を支援いたします。

一、森林環境譲与税を活用して山際の現況調査や森林施業の意向調査を実施するとともに、木材産業の活性化を図るために、間伐材の搬出促進を支援いたしま

す。

一、水産業の健全な発展と水産物の安定供給を図るために、漁港施設、海岸保全施設の整備保全を推進いたします。

一、南条サービスエリア周辺地域振興施設が地方創生の拠点として、さらに本町及び福井県の魅力を効果的に発信する地域活性化や交流促進等の拠点となり交流人口の拡大、定住人口の増加に寄与するために、令和3年秋の開業に向けて、引き続き地元協議会や指定管理予定者との協議を重ね整備を進めていきます。

次に、四つ目の「人と文化を育むまちづくり」であります、

一、国指定史跡である杣山城跡を将来的に望ましい状態で保存・活用するため、令和2年度から居館跡の整備工事を実施しております。今後も整備基本計画に基づきまして、史跡を有効活用できるよう整備を進めていきます。

一、令和4年4月の南越前町立南越前中学校の開校に向けてまして、対象となる児童生徒の新しい環境へのストレスを少しでも緩和できるよう、また保護者の経済的負担を極力軽減できるよう、各学校間の児童生徒の交流や確実な通学手段の確保、制服・体操服の選定、施設整備などの準備を確実に進めていきます。

一、青少年育成代継基金を活用した合宿通学や各学校で校区特有の資源を利用した小中学校の交流の実施、町の伝承料理、地場産品等を使用した山海里ふるさとランチ給食の実施等を通して、ふるさとに愛着を持つ人材を育成するふるさと教育を推進いたします。

一、令和3年度から施行する「南越前町学校ICT環境整備計画」に基づき、児童生徒1人に1台の端末を有効に活用した「一斉学習」、「個別学習」、「協働学習」を行いまして、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、教員と児童生徒の力を最大限に引き出す学習活動の一層の充実と主体的・対話的で深い学びの視点からの授業の改善を図ります。

一、誰もがスポーツに親しめる環境づくりを進めるため、生涯スポーツの普及や指導者および競技団体の育成・充実を図り競技力の向上を目指します。また、生涯スポーツの振興による健康・体力づくりの取組みを促進いたします。

一、友好交流協定を締結している台湾の台南市白河区との交流に取り組みまして、インバウンドの促進を図るとともに、国際感覚やコミュニケーション能力を養うことで広い視野を持ち“ふるさと”の将来に寄与できる人材の育成を促進いたします。

次に、五つ目の「住民主体のまちづくり」であります、

一、住民自治の拠点といたしまして、今年度は南今庄集会所を整備いたしまして集落の振興と活性化を図ります。

一、男女共同参画社会の更なる推進のため、前計画の取組および社会状況を踏

まえた新たな課題の対策を盛り込んだ第3次南越前町男女共同参画計画、推進プランを策定いたします。

一、NPOやボランティア団体の活動意欲が向上する施策を展開するとともに、継続的に地域に関わる関係人口を受け入れる枠組みとして中長期・反復型の滞在の推進による都市と地域との交流を促進いたします。

一、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底いたしまして、老若男女が共に学びあえる生涯学習の充実に努めます。また、まちづくり推進員や地域活動団体、社会教育団体等が協力し、コロナ禍で感染防止対策を遵守し安心・安全に地区公民館を拠点としたまちづくり活動の推進を図れるよう支援していきます。

最後に、六つ目の「効率的な行財政運営によるまちづくり」であります。

一、厳しい財政状況の中において、多様化する住民ニーズに迅速に対応し、今後も良質な行政サービスを展開するために財政規模に応じた適正な行財政運営に努めていきます。

一、働き方改革の推進及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため、テレワークシステムを活用した職員の在宅勤務制度を導入いたしまして、有事の際の職員の労働環境の条件整備を図るとともに住民サービスの安定的な提供に努めます。

一、第2次南越前町総合計画に特に戦略的に取り組む必要がある施策として「未来づくりプログラム」に位置付けられているものについては、分野横断的連携による取り組みに加え、SDGs持続可能な開発目標を導入いたしまして、町の将来像と基本目標の達成を目指します。

一、町税の納付手続きの簡素化及び納税者の利便性の向上を図るとともに、収納率の向上及び収納事務の効率化のため、口座振替納付を推進いたします。

一、農業集落排水処理施設の老朽化への対応や施設全体の機能を計画的に維持していくため、施設の統合を検討する農業集落排水処理施設再編計画を策定いたします。

以上、令和3年度に取り組めます6つのまちづくり事業の具体的な事業について、ご説明申し上げました。

なお、6つのまちづくり事業に掲げた事業をはじめ、個々の事業については、限られた財源の中、その効果、緊急度、優先度等を十分に考慮しながら予算編成し、誰でもが住みたくなる南越前町となるように事業を進めることといたしますので、ご理解をお願いいたします。

また、町長選挙によりまして当初予算の編成は、慣例で前回までは骨格予算として編成をしてまいりましたが、今回はコロナ禍の中、喫緊する課題も多く実効性のある施策を早期に取り組みたいということで、本格予算として編成をさせていただきましたのでご理解、ご了承をお願いするところであります。

それでは、本定例議会に、ご提案申し上げました各案件につきまして、その概要を申し上げます。

提案いたしました議案は、専決処分の承認を求めるものが1件、補正予算に関するものが10件、当初予算に関するものが12件、条例の一部改正に関するものが7件、公の施設の指定管理者の指定に関するものが1件、町道路線の認定に関するものが1件、工事請負変更契約の締結に関するものが4件の合計36件でございます。

最初に、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは事務上、急を要し、議会を招集する時間的余裕がないものと認め、令和3年1月26日、専決処分をもって決定いたしましたものであります。

内容は、令和2年度南越前町一般会計補正予算（第9号）について、専決処分の承認を求めることについてであります。これは、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事務を2月1日より開始することと、1月中旬にかけて降雪により除雪費が不足したため、関係費用について補正予算を編成する必要が生じたので、専決処分いたしましたものであります。

予算総額に5,578万6千円を追加し、予算総額を107億1,183万3千円にいたしましたものであります。

歳出の主なものは、総務費では、新型コロナウイルスワクチン接種事務に伴う丹南広域組合システム改修等負担金に190万4千円、同接種事務費に273万2千円の追加。

土木費では、除雪業務委託料に5,000万円の追加等であります。

歳入については、国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金として463万6千円の追加。

繰越金では、純繰越金として5,150万円の追加であります。

次に、議案第6号 令和2年度南越前町一般会計補正予算（第10号）であります。予算現額に5,519万1千円を追加し、予算総額を107億6,702万4千円にいたそうとするものであります。

なお、継続費補正では、上平吹橋橋梁架替事業で事業費の総額を6億2,655万7千円から6億2,755万7千円に、南条サービスエリア周辺地域振興施設整備事業で事業費の総額を17億2,408万6千円から17億8,713万7千円といたし、それぞれ令和2年度から3年度までの年割額を補正するものであります。

繰越明許費では、新生児特別定額給付金給付事業ほか9事業で総額3億4,992万1千円を設定いたそうとするものであります。

債務負担行為補正では、新中学校校歌制作業務で、期間を令和3年度とし、限度

額 330 万円を追加いたそうとするものであります。

地方債補正では、減収補てん債 1,420 万円を追加し、道路改良事業ほか 6 件で限度額の変更をいたそうとするものであります。

歳出の主なものは、議会費では、旅費で 209 万 9 千円の減額。

総務費では、総合事務組合退職手当特別負担金に 1,500 万円、河野住民センター非常用発電機更新事業に 943 万 8 千円の追加。鉄道遺産景観整備案内看板設置事業で 214 万 5 千円の減額。ふるさと納税事業支援業務委託料に 924 万 7 千円の追加。同事業ポータルサイト利用料等に 225 万 3 千円の追加。福井県丹南広域組合負担金で 1,113 万円、遠距離通勤者高速道路利用支援事業補助金で 345 万 2 千円の減額。広域観光推進事業基金積立金に 420 万円の追加。地区集会所整備事業補助金で 270 万円、新型コロナウイルス感染症対策消耗品費で 329 万 8 千円、防災行政無線等機械機器保守委託料で 200 万円、防犯灯移設工事で 115 万円、マスク購入費助成事業補助金で 171 万 3 千円、生活路線バス利用促進事業補助金で 100 万円、個人番号カード等関連事務交付金で 140 万 6 千円、町長選挙執行経費で 788 万 6 千円の減額。

民生費では、国民健康保険特別会計繰出金で 441 万 1 千円、重度障害者（児）医療費助成で 669 万 3 千円の減額。高齢者応援プレミアム付商品券事業に 2,456 万 8 千円、後期高齢者医療給付費負担金に 1,087 万 9 千円の追加。高齢者保養事業補助金で 106 万 3 千円、介護保険特別会計繰出金で 905 万 1 千円、すみずみ子育てサポート事業委託料で 171 万 4 千円、子ども医療費助成で 598 万 6 千円、児童手当で 783 万 5 千円、認定こども園給食業務委託料で 178 万円の減額。私立認定こども園保育事業委託料に 502 万 8 千円の追加。児童館施設管理委託料で 325 万 7 千円の減額。

衛生費では、風しん抗体検査委託料等で 122 万円、予防接種委託料で 102 万 4 千円、がん検診委託料で 105 万 4 千円、健康増進プログラム実施委託料で 220 万円、妊婦乳児健康診査委託料で 212 万 2 千円の減額。国民健康保険今庄診療所特別会計繰出金に 2,486 万 2 千円の追加。河野診療所特別会計繰出金で 721 万 7 千円、南越清掃組合負担金で 714 万 8 千円、個別排水処理施設特別会計繰出金で 191 万 4 千円、水道事業企業会計補助金で 405 万 6 千円の減額。

農林水産業費では、小さな農業チャレンジ応援事業補助金で 102 万 7 千円、中山間地域等直接支払交付金で 304 万 8 千円、水田利活用促進対策事業交付金で 167 万円、特産品生産奨励事業交付金で 152 万 4 千円、中山間地域総合整備事業負担金で 678 万円、多面的機能支払交付金で 859 万 6 千円、農業集落排水特別会計繰出金で 358 万 1 千円、地籍調査謝礼で 142 万円、森林整備地

域活動支援交付金で153万円、森林境界明確化推進事業交付金で153万円、林道維持作業委託料で133万2千円の減額。

商工費では、第2弾南越前町消費活性化ポイント付与事業に1,000万円、鯖波工業団地拡張整備事業用地購入費に2億3,793万5千円の追加。産業物産フェア・天の川フェスタ開催補助金で900万円、鉄道遺産観光連携事業計画策定及び実施設計委託料で500万5千円、温泉施設使用料で841万1千円、イベント自動車借上料で236万8千円、今庄そばまつり中止に伴う加工用原材料費で181万5千円の減額。観光PR車導入事業に573万5千円の追加。街道浪漫今庄宿開催補助金で465万円、荒波フェスタ開催補助金で220万円、団体観光客誘客促進事業補助金で460万円、文化・スポーツ合宿誘致補助金で155万4千円の減額。そまやま温泉火災受信機修繕料に129万8千円、同じく施設管理委託料に530万4千円の追加。スキー場工事請負費で1,777万6千円の減額。

土木費では、南条SA周辺地域振興施設道路情報装置設置業務システム整備委託料で100万円、町道日野団地線消雪施設整備工事費で476万7千円の減額。上平吹橋橋梁架替事業に7,000万円の追加。道路改良事業県営事業負担金で360万1千円、南条SA周辺地域振興施設補償金で1,320万円、下水道特別会計繰出金で283万2千円、若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業補助金で376万円の減額。定住に向けた住宅新築促進事業補助金に150万円、子育て世帯と移住者への住まい支援事業補助金に214万8千円の追加。多世帯同居リフォーム支援事業補助金で270万円の減額。

消防費では、南越消防組合負担金で597万8千円の減額。

教育費では、統合中学校改修工事実施設計委託料で1,170万円、教育ネットワーク高速大容量化事業回線接続料で135万9千円、管内小中学校空調整備工事で1,020万円、スクールバス運行委託料で260万円、小学校会計年度任用職員人件費で417万5千円、湯尾小学校体育館雪止め設置工事等で211万7千円、小学校施設用機械器具費で125万円、小学校校外学習バス借上料で215万8千円、中学校会計年度任用職員人件費で1,008万8千円、中学校校外学習バス借上料で154万6千円、杣山城跡整備事業で4,421万5千円、文化会館光熱水費で100万円、東京2020オリンピック福井県聖火リレー市町負担金で225万2千円、町スポーツ協会補助金で296万6千円、学校給食賄材料費で253万1千円の減額。

公債費では、地方債利子で205万4千円の減額等であります。

歳入の主なものは、町税では、個人町民税で1,014万9千円、法人町民税で938万円、固定資産税で6,039万5千円、町たばこ税で237万円、入湯税

で 900 万円の減額。

地方譲与税では、自動車重量譲与税で 150 万円の減額。

株式等譲渡所得割交付金として、420 万円の追加。

地方消費税交付金として、200 万円の追加。

地方特例交付金では、減収補てん特例交付金として 580 万円の追加。

地方交付税では、普通交付税として 2 億 4,200 万 1 千円の追加。

分担金および負担金では、保育所保育料で 200 万 5 千円の減額。

国庫支出金では、児童手当国庫負担金で 556 万 9 千円、個人番号カード交付事業補助金で 140 万 6 千円の減額。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として 552 万 5 千円、子どものための教育・保育給付費国庫交付金として 444 万 9 千円の追加。社会資本整備総合交付金で 1,541 万 8 千円の減額。道路メンテナンス事業補助金として 4,312 万円の追加。国宝重要文化財等保存整備費補助金で 2,204 万 7 千円の減額。

県支出金では、国民健康保険基盤安定負担金で 261 万 7 千円、児童手当県負担金で 113 万 3 千円、集落活性化支援事業補助金で 116 万円、福井ふるさと広域景観形成事業補助金で 153 万 7 千円、重度障害者（児）医療無料化対策事業補助金で 334 万 7 千円、子ども医療費助成事業補助金で 230 万 8 千円、中山間地域等直接支払交付金で 228 万 5 千円、小さな農業チャレンジ応援事業補助金で 102 万 7 千円、多面的機能支払交付金で 644 万 9 千円の減額。多世帯同居リフォーム支援事業補助金で 123 万 7 千円の減額。住み続ける福井支援事業補助金として 156 万 7 千円の追加。中学校部活動指導員配置事業補助金で 108 万 5 千円、核燃料税交付金で 3,892 万 4 千円の減額。

財産収入では、土地建物貸付収入で 244 万 3 千円の減額。土地売却収入として 1,114 万 8 千円の追加。

寄附金では、ふるさと納税に係る寄附金として 2,300 万円の追加。

繰入金では、減債基金繰入金で 3,000 万円、地域振興基金繰入金で 5,250 万円の減額。

繰越金では、純繰越金として 1,725 万 5 千円の追加。

諸収入では、道の駅管理運営受託事業収入で 282 万 8 千円、花はす公園清掃協力金で 280 万 7 千円、文化会館公演入場料で 148 万 5 千円、小中学校給食費で 237 万 8 千円の減額。保育所 3 歳以上児主食費等徴収金として 104 万 2 千円、道の駅光熱水費使用料として 282 万 8 千円の追加。

町債では、道路改良事業債として 2,680 万円の追加。消雪施設整備事業債で 150 万円、南条サービスエリア周辺地域整備事業債で 210 万円、公営住宅整備事業債で 150 万円、学校教育施設等整備事業債で 1,130 万円、小学校空調

整備事業債で360万円、文化財保存整備事業債で2,000万円の減額。減収補てん債で1,420万円の追加等であります。

次に、議案第7号 令和2年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。予算現額に1,335万7千円を追加し、予算総額を11億2,858万8千円にいたそうとするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費では、一般被保険者療養費で169万5千円の減額。一般被保険者高額療養費に1,063万6千円の追加。

国民健康保険事業費納付金では、一般被保険者医療給付費分納付金で162万7千円の減額。

保険事業費では、健康診査委託料で184万1千円の減額。諸支出金では、返還金に936万5千円の追加等であります。

歳入の主なものは、県支出金では、普通交付金として736万1千円の追加。

繰入金では、保険基盤安定繰入金保険税軽減分で279万円、保険基盤安定繰入金被保険者支援分で179万7千円、国民健康保険基金繰入金で602万7千円の減額。

繰越金では、その他繰越金として697万3千円の追加。

諸収入では、一般被保険者第三者納付金として158万円、診療報酬等差額返納金として922万1千円の追加等であります。

次に、議案第8号 令和2年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算（第5号）であります。予算現額から611万6千円を減額し、予算総額を2億8,120万円にいたそうとするものであります。

繰越明許費では、新型コロナウイルス検査キット整備事業で202万4千円を設定いたすものです。

歳出の主なものは、総務費では、医科診療委託料で168万円の減額。リハビリ室空調機更新工事に113万3千円の追加。

医業費では、医薬材料費で370万円の減額。給食用賄材料費で100万円の減額等であります。

歳入の主なものは、診療収入では、入院収入で1,682万円、外来収入で1,183万円の減額。

介護保険サービス収入では、訪問看護収入で282万円の減額。

繰入金では、一般会計繰入金として2,486万2千円の追加。

国庫支出金では、発熱外来診療体制確保支援補助金として180万1千円の追加等であります。

次に、議案第9号 令和2年度南越前町河野診療所特別会計補正予算（第4号）であります。予算現額から560万円を減額し、予算総額を9,365万5千円



にいたそうとするものであります。

歳出の主なものは、医業費では、医薬材料費で500万円の減額等であります。

歳入の主なものは、診療収入では、外来収入で410万円の減額。

繰入金では、一般会計繰入金で721万7千円の減額。

国庫支出金では、発熱外来診療体制確保支援補助金として571万7千円の追加等であります。

次に、議案第10号 令和2年度南越前町個別排水処理施設特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額から190万円を減額し、予算総額を1,236万4千円にいたそうとするものであります。

歳出では、事業費では、浄化槽管理清掃委託料に190万円の減額であります。

歳入の主なものは、繰入金では、一般会計繰入金で191万4千円の減額等あります。

次に、議案第11号 令和2年度南越前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額に1,154万9千円を追加し、予算総額を1億5,876万4千円にいたそうとするものであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金に1,154万9千円の追加であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料として1,211万5千円の追加等であります。

次に、議案第12号 令和2年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）であります。予算現額から320万円を減額し、予算総額を3億782万3千円にいたそうとするものであります。

歳出の主なものは、事業費では、調査委託料で160万円の減額等あります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金で農業集落排水処理施設加入金として198万円の追加。使用料及び手数料で農業集落排水使用料で182万1千円の減額。

繰入金では、一般会計繰入金で358万1千円の減額等あります。

次に、議案第13号 令和2年度南越前町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。保険事業勘定の予算現額から1,527万5千円を減額し、予算総額を14億3,618万2千円にいたそうとするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費では、居宅介護サービス給付費で2,270万円の減額。地域密着型介護サービス給付費に700万円の追加。施設介護サービス給付費で1,500万円、居宅介護サービス計画給付費で250万円の減額。地域密着型介護予防サービス給付費に150万円の追加。特定入所者介護サービス費で340万円の減額。

地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス委託料で139万5千円、介護予防・生活支援サービス事業費で200万円の減額。

基金積立金では、介護保険基金積立金に2,494万8千円の追加等でありませぬ。

歳入の主なものは、国庫支出金では、介護給付費負担金で627万円、調整交付金で175万5千円の減額。介護保険保険者努力支援交付金として276万2千円の追加。

支払基金交付金では、介護給付費交付金で947万7千円の減額。

県支出金では、介護給付費負担金で513万9千円の減額。

繰入金では、介護給付費繰入金で438万9千円、事務費繰入金で408万3千円の減額。

繰越金では、純繰越金として1,591万5千円の追加等であります。

次に、議案第14号 令和2年度南越前町下水道特別会計補正予算(第2号)であります、予算現額から260万円を減額し、予算現額を2億1,755万3千円にいたそうとするものであります。

歳出の主なものは、事業費では、施設管理委託料で160万円の減額等であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金では、特定環境保全公共下水道加入金として118万8千円の追加、使用料及び手数料では、特定環境保全公共下水道使用料で123万3千円の減額。

繰入金では、一般会計繰入金で283万2千円の減額等であります。

次に、議案第15号 令和2年度南越前町水道事業会計補正予算(第4号)であります、収益的収支の予算現額から、99万9千円を減額し、予算総額を3億8,016万3千円とし、資本的収支の予算総額から、209万円を減額し、予算総額を資本的収入が2,178万円、資本的支出が1億1,159万1千円にいたそうとするものであります。

収益的収支の支出の主なものは、原水及び浄水費及び配水及び給水費では、それぞれ50万円の減額等であります。

収益的収支の収入の主なものは、給水収益では、90万3千円の減額。

その他の営業収益では、187万円の追加。

一般会計補助金では、196万6千円の減額等であります。

資本的収支の支出では、建設改良費委託料で209万円の減額。

資本的収支の収入では、繰入金では、209万円の減額であります。

以上、補正予算に関する議案10件につきまして、ご説明を申し上げます。

続きまして、令和3年度の当初予算の概要についてご説明申し上げます。

はじめに、議案第16号 令和3年度南越前町一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

予算の総額は、88億612万3千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして、2億491万6千円の減で、率にして2.27%の減となりました。減額となりました主な要因として、歳出では、かねてから整備を進めております南条サービスエリア周辺地域振興施設整備事業および上平吹橋梁架替事業が、いずれも前年度が事業量のピークであったことで事業費が膨らみましたが、令和3年度は事業の最終年となることで事業量が抑えられていることから、事業費が減少しました。

また、歳入では、コロナ禍の影響による税収の減、事業費の減に伴う国庫補助金が減額となっております。年間発行額を6億円までに抑制している地方債につきましても、前年度より約1億6千万円減少しておりますが、南条サービスエリア周辺地域振興施設整備事業や統合中学校整備事業等の大型事業を実施するため、予算額は約6億8千万円となっておりますが、ご理解をお願いいたしますところであります。

具体的には、6つのまちづくり事業をはじめ、第2次南越前町総合計画後期計画に掲げる事業を重点的に取り組む予算といたしたところでございます。

歳出について性質別で増減があった主なものは、人件費が、13億9,801万5千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして、2,004万9千円の増であります。主な要因は、会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数が増えることによるものであります。

物件費が、15億1,454万6千円で、1億5,942万5千円の増であります。その主な内容は、財産管理費で4,734万6千円、企画費で8,171万1千円、諸費で4,605万3千円、予防費で9,113万7千円、観光費で8,394万7千円、温泉施設管理費で6,151万1千円、道路橋梁維持費で4,913万6千円、教育委員会事務局費で6,077万2千円、小学校の学校管理費で5,730万6千円、体育施設費で6,735万8千円、学校給食費で1億1,141万5千円であります。

維持補修費が、1億2,104万9千円で、1,183万3千円の増であります。その主な内容は、林道費で1,068万円、道路橋梁維持費で6,881万円であります。

扶助費が、6億8,595万円で、662万9千円の減であります。その主な内容は、障害者福祉費で3億5,287万5千円、児童福祉総務費で3,852万7千円、児童措置費で1億4,376万円、認定こども園費で8,116万7千円であります。

補助費等が、12億514万5千円で、2,894万2千円の増であります。その主な内容は、企画費で6,542万1千円、社会福祉総務費で4,332万2千円、清掃総務費で1億6,306万円、水道事業費で9,989万円、農業振興費で6,354万3千円、農地費で8,501万1千円、観光費で4,673万3千円、消防費で3億5,034万1千円であります。

普通建設事業費は、21億7,245万3千円で、2億9,516万5千円の減であります。その主な内容は、自治振興費で4,281万9千円、農地費で2億6,151万1千円、商工振興費で3億9,945万8千円、公園管理費で6,682万1千円、道路橋梁新設改良費で4億9,106万5千円、定住対策推進費で8,381万5千円、学校統合整備費で3億2,826万2千円であります。

公債費が、6億9,221万2千円で、5,571万6千円の減、積立金が、2,537万5千円で、4,015万4千円の減であります。

貸付金が、4,300万円で、前年度同額、繰出金が、9億3,837万8千円で、2,750万1千円の減であります。

歳出について目的別で増減があった主なものは、議会費が、8,801万8千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして、36万3千円の増であります。

総務費が、11億2,817万7千円で、4,860万9千円の増であります。その主な要因は、財産管理費の普通建設事業費等で1,797万4千円、自治振興費の普通建設事業費等で3,585万3千円、企画費の物件費で2,002万7千円のそれぞれ増であります。

民生費が、18億1,390万3千円で、2,041万3千円の減であります。その主な要因は、保育所費の人件費で1,131万2千円の増となっておりますが、児童措置費の扶助費で637万円、児童館費の普通建設事業費等で2,818万6千円のそれぞれ減となったことで合計も減となっております。

衛生費が、6億4,842万6千円で、1億2,319万8千円の増であります。その主な要因は、予防費の物件費で4,156万4千円、清掃総務費の補助費等で3,908万1千円、水道事業費の補助費等で2,267万1千円のそれぞれ増であります。

労働費が、1,800万円で、前年度同額であります。

農林水産業費が、9億86万1千円で、2,028万8千円の減であります。その主な要因は、農地費の普通建設事業費で9,713万円が増となっておりますが、林業振興費の積立金で2,120万2千円、漁港建設費の普通建設事業費等で1億2,158万8千円のそれぞれ減となったことで合計も減となっております。

商工費が、9億4,435万5千円で、5億4,191万1千円の増であります。その主な要因は、商工振興費の普通建設事業費で3億9,945万8千円、公園管

理費の普通建設事業費等で6,170万6千円、温泉施設管理費の物件費で3,368万2千円のそれぞれ増であります。

土木費が、9億9,477万5千円で、11億3,739万3千円の減であります。その主な要因は、定住対策推進費の普通建設事業費で4,098万2千円、道路橋梁新設改良費の物件費で3,286万1千円の増となっておりますが、道路橋梁新設改良費の普通建設事業費で11億7,126万6千円の減となったことで合計も減となっております。

消防費が、3億5,034万1千円で、1,252万7千円の減であります。

教育費が、12億1,295万7千円で、3億2,741万8千円の増であります。その主な要因は、学校統合整備費の物件費で1,367万5千円、普通建設事業費で3億2,826万2千円のそれぞれ増であります。

公債費が、6億9,221万2千円で、5,571万6千円の減、諸支出金が、409万8千円で、7万8千円の減であります。

予備費が、前年度と同額の1,000万円であります。

次に、歳入について、ご説明申し上げます。

歳入の主なものは、町税が13億1,280万4千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして3,243万4千円の減、譲与税、交付金等が3億4,431万2千円で、723万9千円の増、地方交付税が35億7千万円で、5千万円の増、使用料及び手数料が5,595万2千円で、70万2千円の減、国庫支出金が5億7,256万4千円で、5億7,827万7千円の減、県支出金が10億5,879万9千円で、3,236万9千円の増、財産収入が1億2,088万9千円で、7,277万7千円の増、寄附金が4,000万円で、1500万円の増。繰入金金が5億309万円で、2億9,778万5千円の増、繰越金が1億円で、昨年度同額、諸収入が3億9,758万円で、9,187万6千円の増、町債が6億7,520万円で、1億6,270万円の減であります。

次に、議案第17号 令和3年度南越前町国民健康保険特別会計予算から議案第27号 令和3年度南越前町水道事業会計予算までの11の特別会計、企業会計の当初予算についてであります。これらの予算総額を42億6,579万1千円といたそうとするものです。前年度の当初予算と比較いたしますと、222万3千円の減で、率にして0.05%の減であります。

それでは、議案第17号 令和3年度南越前町国民健康保険特別会計予算であります。予算総額は、11億388万円で、前年度の当初予算と比較いたしまして、1,070万5千円の減で、率にして0.96%の減であります。

歳出の増減の主な要因は、一般被保険者高額療養費で621万円の増、国民健康保険事業費納付金医療給付費分で2,569万9千円の減、同じく後期高齢者

支援金等分で276万5千円の減、直営診療所特別会計繰出金で1,168万1千円の増等であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税が1億8,359万9千円で、1,185万5千円の減、県支出金が8億5,196万2千円で、1,727万4千円の増、繰入金が6,666万8千円で、1,416万円の減等であります。

次に、議案第18号 令和3年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算であります。予算総額は、2億7,843万2千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして、1,346万1千円の増で、率にして5.08%の増であります。

歳出の増減の主な要因は、医業費医療用機械器具費で1,567万円の増、同じく医薬品衛生材料費で280万円の減等であります。

歳入の主なものは、入院収入が5,009万4千円で、946万2千円の減、外来収入が6,984万円で、1,328万4千円の減、一般会計繰入金が1億403万1千円で、1,362万8千円の増、国民健康保険特別会計繰入金が1,320万円で、1,168万1千円の増等であります。

次に、議案第19号 令和3年度南越前町河野診療所特別会計予算であります。予算総額は、9,331万2千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして、128万7千円の増、率にして1.40%の増であります。

歳出の増減の主な要因は、医業費医療用機器材料費で、400万9千円の増、同じく医療用衛生材料費で、224万4千円の減等であります。

歳入の主なものは、外来収入が4,520万8千円で、175万4千円の減、医業費県補助金が528万円で、198万円の増、一般会計繰入金が3,370万円で、433万3千円の増、医療施設等整備事業債が520万円で、皆増等であります。

次に、議案第20号 令和3年度南越前町個別排水処理施設特別会計予算であります。予算総額は、1,464万6千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして、38万2千円の増、率にして2.68%の増であります。

歳出の増減の主な要因は、事業費個別排水処理施設管理費で、38万3千円の増等であります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が702万3千円で、42万7千円の増等であります。

次に、議案第21号 令和3年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算であります。予算総額は、185万8千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして、20万7千円の減、率にして、10.02%の減であります。

歳出の主なものは、一般管理費で、19万円の減、災害共済金が、142万円で昨年度と同額等であります。

歳入の主なものは、農業者労働災害共済基金繰入金が68万5千円で、15万9千円の減等であります。

次に、議案第22号 令和3年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算であります。予算総額は、1億5,913万1千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして、1,191万6千円の増、率にして、8.09%の増であります。

歳出の増減の主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金で、1,193万1千円の増であります。

歳入の主なものは、特別徴収保険料が9,758万6千円で、739万8千円の増、普通徴収保険料が2,915万4千円で、371万2千円の増、一般会計繰入金3,186万8千円で、80万6千円の増等であります。

次に、議案第23号 令和3年度南越前町農業集落排水特別会計予算であります。予算総額は、2億8,966万1千円で前年度の当初予算と比較いたしまして、1,864万3千円の減、率にして、6.05%の減であります。

歳出の増減の主な要因は、事業費農業集落排水管理費で、1,492万5千円の減、公債費で、371万8千円の減等であります。

歳入の主なものは、農業集落排水使用料が1億385万5千円で、172万8千円の減、一般会計繰入金1億8,439万2千円で、286万2千円の減、国庫補助金がゼロで、1,400万円の減等であります。

次に、議案第24号 令和3年度南越前町老人保健施設特別会計予算であります。予算総額は、1億8,479万9千円で前年度の当初予算と比較いたしまして、475万6千円の増、率にして、2.64%の増であります。

歳出の増減の主な要因は、総務費一般管理費で、440万4千円の増等あります。

歳入の主なものは、居宅介護サービス費収入が2,377万3千円で、344万1千円の増、施設介護サービス費収入が8,156万9千円で、50万4千円の増、一般会計繰入金4,506万5千円で、77万1千円の増等あります。

次に、議案第25号 令和3年度南越前町介護保険特別会計予算であります。保険事業勘定の予算総額は、14億4,949万5千円で前年度の当初予算と比較いたしまして、1,653万8千円の増、率にして1.15%の増であります。

歳出の増減の主な要因は、計画策定委員会費355万1千円の減、居宅介護サービス給付費1,073万8千円の減、地域密着型介護サービス給付費2,203万5千円の増、居宅介護サービス計画給付費117万5千円の減、介護予防サービス給付費115万1千円の増、地域密着型介護予防サービス給付費241万3千円の増、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費488万7千円の増等あります。

歳入の主なものは、第1号被保険者保険料が2億8,770万6千円で、477万2千円の減、介護給付費国庫負担金が2億3,276万5千円で、271万円の増、調整交付金が8,875万9千円で、2,161万4千円の増、支払基金交付金介護給付費交付金が3億5,663万9千円で、366万1千円の増、介護給付費県負担金が1億9,651万7千円で、169万8千円の増、介護給付費繰入金金が1億6,510万9千円で、169万7千円の増、その他一般会計繰入金金が5,528万9千円で、618万4千円の減、介護保険金繰入金金が338万2千円で、1,072万9千円の減等であります。

また、介護サービス事業勘定の予算総額は、1,043万2千円で前年度の当初予算と比較いたしまして、12万7千円の増で、率にして1.23%の増であります。

歳出の増減の主な要因は、総務費一般管理費で、15万2千円の減、居宅介護予防支援事業費で、27万9千円の増等であります。

歳入の主なものは、居宅介護予防サービス計画費収入が154万7千円で4万3千円の減、一般会計繰入金金が888万4千円で17万円の増であります。

次に、議案第26号 令和3年度南越前町下水道特別会計予算であります。予算総額は、1億8,157万9千円で前年度の当初予算と比較いたしまして、3,557万8千円の減、率にして16.38%の減であります。

歳出の増減の主な要因は、下水道管理費で、382万2千円の減、公債費で、3,175万6千円の減であります。

歳入の主なものは、下水道使用料が8,782万1千円で、200万2千円の減、下水道費国庫補助金が104万5千円で、81万円の減、一般会計繰入金金が9,180万8千円で、3,274万2千円の減等であります。

次に、議案第27号 令和3年度南越前町水道事業会計予算であります。収益的収支の予算総額は、3億6,145万9千円で前年度の当初予算と比較いたしまして、898万3千円の減で、率にして2.42%の減であります。

支出の増減の主な要因は、原水及び浄水費で、356万6千円の増、配水及び給水費で、223万8千円の減、減価償却費で、722万5千円の減、支払利息及び企業債取扱諸費で、258万円の減等であります。

収入の主なものは、給水収益が2億1,122万2千円で、172万円の減、一般会計補助金が7,209万8千円で、253万1千円の減、長期前受戻入益が7,426万円で、474万3千円の減等であります。

資本的支出は、建設改良費が4,907万2千円で、2,520万2千円の増、企業債償還金が8,803万5千円で、177万6千円の減であります。

資本的収入は、一般会計繰入金金が4,907万2千円で、2,520万2千円の



増であります。

以上、令和3年度当初予算に関する12議案の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第28号 南越前町附属機関設置条例及び南越前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、町が設置する附属機関について整理するとともに、所要の改正を行いたいので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第29号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

これは、会計年度任用職員制度の適正な運用を図るため、新たな職種を追加したいので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第30号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

これは、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、当該税率等を改正したいので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第31号 南越前町母子家庭等医療費の助成に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、医療機関等における保険証等のオンライン資格確認の開始に伴い、本町の各医療費の助成における手続きを変更するとともに、福井県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱及び福井県重度障がい者（児）医療無料化対策事業実施要綱の一部改正に伴い所要の改正を行いたいので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第32号 南越前町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、南条児童館の移転に伴い、南越前町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があるため、今回提案いたすものであります。

次に、議案第33号 南越前町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、介護保険法第129条第3項の規定によりまして、令和3年度から令和5年度までの介護保険料率を定めたいので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第34号 南越前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布等に伴い、これに係る条例の一部を改正する必要がある

あるので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

これは、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、指定管理者の指定をするときは、議会の議決を要しますので、今回提案いたすものであります。

公の施設の名称は、西大道農村公園及び上牧谷農村公園で、指定管理者となる団体の名称は、西大道農村公園が、西大道区 区長 小川浩一で、上牧谷農村公園が、上牧谷区 区長 川寄和彦で、指定の期間はいずれも令和3年4月1日から令和8年3月31日といたすものであります。

次に、議案第36号 町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

これは、道路法第8条第2項の規定により、今回提案いたすものであります。

認定する路線は、北府団地線で、起点及び終点とも南越前町湯尾27字赤土29番1であります。

次に、議案第37号から議案第40号までの、工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

これは、この契約が予定価格5,000万円以上の工事の請負のため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、今回提案いたすものであります。

最初に、議案第37号では、令和元年度上平吹橋橋梁上部工事で、契約額を4億8,279万円から5億1,040万2千円に変更いたそうとするものであります。

次に、議案第38号では、南条SA周辺地域振興施設新築工事で、契約額を1億8,107万円から12億906万5千円に変更いたそうとするものであります。

次に、議案第39号では、糠漁港離岸堤機能増進工事(その2)で、契約額を8,987万円から9,500万円に変更いたそうとするものであります。

最後に、議案第40号では、南条SA周辺地域振興施設公園改修工事で、契約額を1億6,115万円から1億6,611万1千円に変更いたそうとするものであります。

以上、3月定例議会に提案いたしました36の議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて提案理由の説明を終わります。次に、日程第40  
報告第1号及び日程第41 報告第2号までの専決処分事項の報告については、  
お手許に配付してありますのでご覧願います。

---

閉 議

○議長（秋田重敏君）以上で、本日の本会議の日程は終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。

〔散会 午前11時35分〕

第 2 号 3月2日(火)

出席議員(敬称略) 14名

1番	高橋 宏介	2番	山本 徹郎	3番	大浦 和博
4番	城野 庄一	5番	熊谷 良彦	6番	喜村 喜代治
7番	平泉 初男	8番	加藤 伊平	9番	井上 利治
10番	生駒 一義	11番	秋田 重敏	12番	平谷 弘子
13番	山本 優	14番	丸岡 武司		

欠席議員(敬称略) なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉 光弘		
副町長	藤原 十三夫		
総務課長	北野 徹	観光まちづくり課長	関根 将人
町民税務課長	野村 和子	保健福祉課長	西村 成男
農林水産課長	山岸 健	建設整備課長	中村 勝典

(教育委員会)

教育長	上田 康彦	事務局長	坂井 浩伸
-----	-------	------	-------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	中村 幸彦	書記	関 敏宏
--------	-------	----	------

議事日程(別紙のとおり)

## 会議に付した事件

- 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度南越前町一般会計補正予算(第9号))
- 議案第6号 令和2年度南越前町一般会計補正予算(第10号)
- 議案第7号 令和2年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第8号 令和2年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算  
(第5号)
- 議案第9号 令和2年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第4号)
- 議案第10号 令和2年度南越前町個別排水処理施設特別会計補正予算(第1号)
- 議案第11号 令和2年度南越前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第12号 令和2年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)
- 議案第13号 令和2年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第14号 令和2年度南越前町下水道特別会計補正予算(第2号)
- 議案第15号 令和2年度南越前町水道事業会計補正予算(第4号)
- 議案第28号 南越前町附属機関設置条例及び南越前町特別職の職員で非常勤  
のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第29号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部改正について
- 議案第30号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第31号 南越前町母子家庭等医療費の助成に関する条例等の一部改正に  
ついて
- 議案第32号 南越前町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第33号 南越前町介護保険条例の一部改正について
- 議案第34号 南越前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に  
関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第36号 町道路線の認定について

議案第37号 工事請負変更契約の締結について

議案第38号 工事請負変更契約の締結について

議案第39号 工事請負変更契約の締結について

議案第40号 工事請負変更契約の締結について

議案の常任委員会付託

議案第16号 令和3年度南越前町一般会計予算

議案第17号 令和3年度南越前町国民健康保険特別会計予算

議案第18号 令和3年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算

議案第19号 令和3年度南越前町河野診療所特別会計予算

議案第20号 令和3年度南越前町個別排水処理施設特別会計予算

議案第21号 令和3年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算

議案第22号 令和3年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号 令和3年度南越前町農業集落排水特別会計予算

議案第24号 令和3年度南越前町老人保健施設特別会計予算

議案第25号 令和3年度南越前町介護保険特別会計予算

議案第26号 令和3年度南越前町下水道特別会計予算

議案第27号 令和3年度南越前町水道事業会計予算

令和3年度当初予算特別委員会の設置

議案の令和3年度当初予算特別委員会付託

---

開 議  
〔開議 午後 1時40分〕

○議長（秋田重敏君） 会議を再開いたします。本日の出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

質 疑

○議長（秋田重敏君） 日程第1 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度 南越前町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。これより議案第5号に対する質疑をおこないます。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

討 論 ・ 採 決

○議長（秋田重敏君） これより、討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。  
これより、採決を行います。議案第5号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり決するに賛成の方は、ご起立願います。  
〔全員起立〕

○議長（秋田重敏君） 起立全員です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

質 疑

○議長（秋田重敏君） 次に、日程第2 議案第6号 令和2年度南越前町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。これより議案第6号に対する質疑をお

こないます。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

---

討 論 ・ 採 決

○議長(秋田重敏君) これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第6号 令和2年度南越前町一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり決するに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(秋田重敏君) 起立全員です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

質 疑

○議長(秋田重敏君) 次に、日程第3 議案第7号 令和2年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)から、日程第11 議案第15号 令和2年度南越前町水道事業会計補正予算(第4号)までの9議案を、一括して議題といたします。

これより、議案第7号から議案第15号までの9議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

---

討 論 ・ 採 決



○議長（秋田重敏君）これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第7号から議案第15号までの9議案について、原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（秋田重敏君）起立全員です。よって、議案第7号から議案第15号までの9議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 質 疑

○議長（秋田重敏君）次に、日程第12 議案第28号 南越前町附属機関設置条例及び南越前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第24 議案第40号 工事請負変更契約の締結についてまでの13議案を一括して議題といたします。

これより、議案第28号から議案第40号までの13議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○10番（生駒一義君） ちよっとお尋ねします。議案第36号 町道の認定ですが、これメートル数は1mか1kmか、どうなっていますか。また、町道として認定するからには、町が管理して町道としてやっていくということか。メートル数が全然書いていないので、その辺お答え願いたい。

○議長（秋田重敏君）中村建設整備課長。

○建設整備課長（中村勝典君）ただ今のご質問の町道を認定する部分のメートル数でございますが、76mでございます。この道路につきましては、北府団地線を整備した際に、町が整備した分譲地のちょうど中を走っている町道でございます、ここを町道として認定しまして除雪等も管理していく予定でございます。以上です。

○議長（秋田重敏君）これで、質疑を終わります。

---

議案の常任委員会付託

○議長（秋田重敏君）次に、日程第25 議案の常任委員会付託を議題といたします。暫時休憩します。

---

休 憩

〔休憩 午後 1時47分〕

〔再開 午後 1時49分〕

---

再 開

○議長（秋田重敏君）会議を再開します。次に、日程第25 議案の常任委員会付託を議題といたします。お諮りいたします。

日程第12 議案第28号 南越前町附属機関設置条例及び南越前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第24 議案第40号 工事請負変更契約の締結についてまでの13議案につきましては、配付の付託表のとおり各常任委員会にそれぞれ審査を付託したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。よって、議案第28号から議案第40号までの13議案につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託して審査を行うことに決定しました。

---

質 疑

○議長（秋田重敏君）次に、日程第26 議案第16号 令和3年度南越前町一般会計予算から日程第37 議案第27号 令和3年度 南越前町水道事業会計予算までの12議案を、一括して議題といたします。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

---

#### 令和3年度当初予算特別委員会の設置

○議長（秋田重敏君） 次に、日程第38 令和3年度 当初予算特別委員会の設置を議題といたします。お諮りいたします。当初予算審査のため、南越前町議会委員会条例第5条第1項の規定により、「令和3年度 当初予算特別委員会」を設置することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君） よって、「令和3年度 当初予算特別委員会」を設置することに決定いたしました。ただ今設置されました令和3年度当初予算特別委員会の委員の選任については、南越前町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議長において、議員全員を指名したいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君） 異議なしと認めます。よって、令和3年度当初予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり、議員全員を選任することに決定いたしました。

---

#### 議案の令和3年度当初予算特別委員会付託

○議長（秋田重敏君） 次に、日程第39 議案の令和3年度当初予算特別委員会付託を議題といたします。日程第26 議案第16号 令和3年度南越前町一般会計予算から日程第37 議案第27号 令和3年度南越前町水道事業会計予算までの12議案につきましては、お手元に配付の付託表のとおり令和3年度当初予算特別委員会に審査を付託したいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第27号までの12議案につきましては、令和3年度当初予算特別委員会に付託して、審査を行うことに決定をいたしました。

暫時休憩します。

---

休 憩

〔休憩 午後 1時54分〕

〔再開 午後 1時55分〕

---

再 開

○議長（秋田重敏君）会議を再開します。先ほど設置されました令和3年度当初予算特別委員会の委員長及び副委員長は、南越前町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選されましたので、報告いたします。

委員長に12番 平谷 弘子君、副委員長に5番 熊谷 良彦君であります。  
以上のおり報告します。

---

閉 議

○議長（秋田重敏君）以上で、本日の本会議の日程は終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。

〔散会 午後 1時56分〕

第 3 号 3月9日(火)

出席議員(敬称略) 14名

1番	高橋 宏介	2番	山本 徹郎	3番	大浦 和博
4番	城野 庄一	5番	熊谷 良彦	6番	喜村 喜代治
7番	平泉 初男	8番	加藤 伊平	9番	井上 利治
10番	生駒 一義	11番	秋田 重敏	12番	平谷 弘子
13番	山本 優	14番	丸岡 武司		

欠席議員(敬称略) なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉 光弘		
副町長	藤原 十三夫		
総務課長	北野 徹	観光まちづくり課長	関根 将人
町民税務課長	野村 和子	保健福祉課長	西村 成男
農林水産課長	山岸 健	建設整備課長	中村 勝典

(教育委員会)

教育長	上田 康彦	事務局長	坂井 浩伸
-----	-------	------	-------

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	中村 幸彦	書記	關 敏宏
--------	-------	----	------

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

代表質問

一般質問

---

開 議  
〔開議 午前10時00分〕

○議長（秋田重敏君） 会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより日程に入ります。

---

代 表 質 問

○議長（秋田重敏君） 日程第1 代表質問を行います。

今期定例会で、2期目に向けた岩倉町長の所信表明を受けて議会として代表質問を行うことといたしました。私たち議員全員で選任した議員を議会代表として、一般質問以外の事案で質問することにいたしましたので、理事者各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、代表質問をおこないます。7番 平泉初男君から発言を求められておりますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君） 平泉 初男 君。

〔7番（平泉 初男君）登壇〕

○7番（平泉初男君） それでは早速、代表質問いたします。

先般の任期満了に伴う町長選挙におきまして岩倉町長が2期目の当選をされ、今定例会において、「元気で誰もが住みたくなるまち」を目指し6つのまちづくり事業に取り組んでいかれることを所信表明されたところであります。

そこで、6つのまちづくり事業より何点か、町長のお考えをお伺いしたいと存じます。

まず初めに、「町民に優しいまちづくり」からであります。

高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括的ケアシステムの深化を目指す中で、地域ふれあいサロンを中心とした施策を挙げられておりますが、地域ふれあいサロンの充実化や高齢者に対するインフルエンザ予防接種の

無償化など、高齢者に対する優しい施策の拡充を図っていくべきではないかと思いますが、いかがお考えですか。

次に、「安全安心して暮らせるまちづくり」からであります。

このたび、国土強靱化計画を策定するとのことですが、計画策定に当たり、先般の北陸自動車道の予告的通行止めに伴う国道8号線の停滞により、河野地区において帰宅困難となった事例もありましたので、国道365号の栃ノ木峠改良事業の早期推進など、地域間を結ぶ幹線道路の改良促進や高波対策、急傾斜地などの災害防止対策などに対し、国、県、関係機関への強い働きかけが必要ではないかと存じますが、いかがお考えですか。

また、各集落における危険家屋、廃屋の把握、撤去に対する施策の強化を早期に図るべきではないでしょうか。

次に、「効率的な行財政運営によるまちづくり」からであります。

働き方改革の推進と新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、テレワークシステムの活用を挙げておられますが、町民に対する行政サービスの低下や住民対応の停滞、情報の漏えいなどのセキュリティの問題は生じないのか。また、対象職員はどのような職員となるのか。どのようなときにどのような体制を取られるのか。

以上について、岩倉町長にお聞きいたしたいと存じます。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）平泉議員の代表質問にお答えをいたします。

1点目の「町民に優しいまちづくり」の高齢者施策の拡充についてでありますけれども、町では、サロンの協力員を中心とした地域づくりの担い手の方々のご協力をいただきながら、地域ふれあいサロンを通じた介護予防や支え合い活動の充実に力を入れております。

令和2年度からは、介護予防サポーター加算を新設いたしまして、半数以上の地区でのサポーターの活躍に至っております。今後も、サロンへの参加者の増加と担い手の育成、サロン協力員の運営支援に一層力を入れていきたいと考えております。また、令和3年度には、コロナ禍でも気軽にラジオ体操等の運動に取り組めるよう、携帯型CDラジカセ等の配付、理学療法士によります転倒予防の講座や様々な無料講師派遣等を行いましてサロン内容の充実を図っていく予定であります。

このほかの新規事業として、認知症の方や介護者が気軽に集える認知症カフェ

の設置を推進いたしまして、本人や介護者支援の充実に努め、認知症に優しいまちづくりを目指していきます。

また、高齢者のインフルエンザ予防接種につきましては、希望する方が受けるもので、公平性の観点からも、費用の一部をある程度負担をしていただくことは今後とも慎重に考える必要があると思っております。

次に、「安全安心して暮らせるまちづくり」の件でありますけれども、福井県内では、1月7日から大雪によりまして、北陸自動車道や国道などの幹線道路が車両のスタックによりまして大渋滞が発生をいたしました。11日に解消するまで約1,500台が立ち往生いたしました。

この大雪を受けまして、1月29日には、NEXCO中日本が北陸自動車道路の予防的通行止めを実施したことによりまして、国道365号は鯖波の跨線橋から南越前町の役場まで渋滞をし、国道8号は敦賀から越前市の白崎町まで大渋滞となりました。特に具谷、大良、大谷区をはじめ多くの町民が通勤・帰宅困難者となりました。これらの幹線道路が通行不能となった場合の代替道路として、冬期間通行止めとなっている国道365号の栃ノ木峠の道路改良が急務でありまして、今後とも国、県や関係機関に対しまして早期完成に向けて強く要望していきたいと思っております。

また、海岸線の国道305号やしおかせラインでは、高波によりまして通行止めや片側通行が度々発生をしております。今後とも継続して高波対策が必要であることに加えまして、急傾斜地の崩壊を防ぐ対策事業につきましても、福井県知事に対しまして引き続き強く要望していきたいと思っております。

続いて、危険空き家に対する対策についてお答えをいたします。

平成28年度に町が実施をいたしました空き家の実態調査では、町内で429戸の空き家が確認されました。このことを受けまして、平成30年から、このまま放置しておくことと集落の保安上、また景観上及び衛生上影響を及ぼす可能性のある空き家の詳細な調査を実施いたしまして、3年間で40件の特定空家を認定させていただきました。特定空家の所有者及び相続人の方には、町から助言、指導、勧告を段階的に行いまして、現在、40件の特定空家のうち10件が解体済みとなっております。また、令和2年度から特定空家を解体撤去するための補助制度を最大50万円から100万円に拡充をいたしまして、危険空き家対策の強化を図っているところであります。

次に、3点目の「効率的な行財政運営によるまちづくり」に関します職員のテレワークの件でありますけれども、職員の働き方改革及び新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、職員の在宅勤務を可能とするテレワークシステムを令和3年4月から運用することとしております。



ちょうど1年前になりますけれども、全国的に緊急事態宣言が発令された折、本町においても住民サービスの確保のために、今庄の住民センターのホールを活用した今庄サテライトオフィスを開設いたしまして副町長以下30名の職員が勤務をし、職員間での感染事故発生時においても業務を継続できる体制を取った経緯があります。このときは、業務用端末をサテライトオフィスに運び込みましてLANケーブルや電気系統の仮設工事を行うなど、テレワークによらない体制整備により業務の継続を図ったところであります。

民間企業、とりわけIT企業を中心にテレワークは広がっております。また、国においても省庁ごとに実態に即したテレワーク導入が進められております。

一方、地方公共団体におけるテレワーク導入の状況は、令和2年10月時点では、都道府県100%に対し、全国ベースで市区町村では19.9%と低調であります。このことから総務省は、地方公共団体がLWAN接続系のテレワークセキュリティ要件の緩和やシステム整備に係る費用負担など、テレワーク導入の支援に力を入れることとなっております。

今般、本町が導入するテレワークシステムは、事務職員及び保健師の総数の3分の1に当たる42名を各所属から選抜をし、1年を通じ、貸与端末による在宅勤務を可能とするものであります。

実施職員宅におけるインターネットの環境により、閉域網と呼ばれる専用回線からLWAN接続系を利用いたしまして、庁舎の自席にある業務用端末を遠隔で操作をすることによりまして通常のデスクワークが可能となるほか、自宅端末での出力やデータの抜き取り、そしてまた保存ができない、そういう仕組みとなっております。以上のセキュリティ対策は、福井県のシステムと同等のセキュリティ対策となっております。

在宅勤務の実施職員の42名につきましては、各所属に在籍数職員数の割合により配分をし選抜してもらい、そういう形になっております。選抜の際は優先的に、呼吸器疾患などの基礎疾患がある職員、妊娠中の職員、基礎疾患がある高齢者と同居している職員や、中学校就学前の子を養育する職員を優先することといたします。

最後に、テレワーク体制についてですが、基本となる実施頻度として最低2週間に1回の在宅勤務を義務づけいたしております。これは、感染状況が比較的安定している中であって、テレワークシステムの操作技術の保持及び働き方改革の観点より定めたものでありますので、感染拡大状況によりまして実施頻度は変化するということになります。

導入するテレワークシステムの活用により、コロナ禍においても安定、継続した住民サービスの提供に万全を期していきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋田重敏君）これにて代表質問を終わります。

---

一 般 質 問

○議長（秋田重敏君）次に、日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式または一括質問一括答弁方式の選択制にしております。また、質問時間は、答弁を含めて1議員45分以内となっておりますので、理事者、議員各位のご協力よろしくをお願いいたします。

一般質問は、山本徹郎君、大浦和博君、熊谷良彦君、加藤伊平君、井上利治君、山本 優君の6名から通告がありましたので、お手元に配付の一般質問表のとおり、順次発言を許します。

初めに、

1. 南越前町自主防災組織について

5番 熊谷良彦君。

〔5番（熊谷良彦君）登壇〕

○5番（熊谷良彦君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、今3月定例会では自主防災組織について質問いたします。

先般、私は、福井県の地域防災リーダースキルアップ研修を受講してまいりました。この研修会で強調されましたのは、県内の気象現象が激化している中、地元ならではの地域リスクを事前に把握していくことの重要性和、住民の命を守るには地域の防災力の向上が不可欠であるということでした。

この地域の防災力の向上を図るには、各集落における自主防災組織の編成が必要だと考えます。

地域防災活動においては、青少年から高齢者まで幅広い年代の地域住民が日頃から防災意識を持ち、防災に関する知識、技術、ノウハウなどを習得すること、また、その資質を高め地域で連携、協力し、それぞれに応じた役割と責任を果たしていくことが重要です。そのためには、日頃から災害を想定し、現状に見合った訓練を行うことが大切になってきます。地震、洪水、土砂災害といった災害別に、情報伝達の方法、避難方法、救助の仕方や介護の方法などを実際に訓練し習得しておくことで、有事の際にスムーズに行動することが可能となるからです。集落においてそういった役割を果たす組織こそ、自主防災組織であります。

そこで、1つ目の質問です。既に町内において数集落で自主防災組織が立ち上がっているとお聞きしておりますが、その進捗についてお伺いたします。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの熊谷議員の一般質問、南越前町の自主防災組織につきましてお答えをいたします。

この自主防災組織の立ち上げの進捗状況についてですが、自主防災組織は、集落等の単位で、いざというときの災害に対しまして、互いに助け合う共助の精神に基づき自主的に結成される組織のことで、現在、南越前町内の10集落におきまして自主防災組織が結成されております。内訳は、南条地区が5集落、今庄地区が5集落であります。結成促進につきましては、役場から担当者が出向きまして集落で説明会を開催し、自主防災組織の必要性、そしてまた具体的な取組について住民の皆様へ浸透を図っているところでありますけれども、思うように増えないのが現状であります。

町といたしましては、第2次総合計画の後期計画の中で、改めて令和6年度までに20集落の組織設立を目指して取り組んでいきたいと考えているところであります。幸い町内には61隊の自警消防隊がありますので、こうした組織を中心とした自主防災組織の設立を促進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋田重敏君）熊谷良彦君。

○5番（熊谷良彦君）それでは、2つ目の質問です。

自主防災組織が実際に活動していく上で、防災に関する知識やノウハウを蓄積していくことが重要となってきます。また、知識や訓練の平準化とレベルアップを図る必要があります。そのために、自主防災組織やまだ自主防災組織を立ち上げていない集落においてもリーダー的な存在、つまり防災士が必要であると考えます。

防災士の役割は、平常時では、家庭における防災・減災対策、地域における防災意識の啓発活動、訓練や研修の実施、そして災害時には、消防や警察などの公的支援が到着するまでの救出・救助活動、避難誘導、さらには避難所の運営など多岐にわたります。

また、一旦災害が発生した場合、集落によってその対応に格差があるのは望ま

しくありません。集落間の格差をなくすためにも、各集落において地域防災活動を中心的に担っていく防災士の養成は、大変有効であると思います。

福井県では防災士の登録が3,500人を超えようとしています。町はこの防災士の養成をどのように図ろうとしているか、お伺いいたします。

○議長（秋田重敏君）北野総務課長。

○総務課長（北野 徹君）2点目の各集落における防災士の養成について、お答えをいたします。

防災に関する一定の知識と技能を習得した方を日本防災士機構が認定する防災士の方が、現在、町内に52名いらっしゃいます。このうちの7割に当たる37名の方が南越前町防災士の会に所属して、仕事を持ちながら防災、減災に係る普及啓蒙活動や自らのスキルアップを目指して活動をされております。

熊谷議員ご指摘のとおり、今後は、既存の自主防災組織においても、あるいはこれから組織を立ち上げようとする集落においても、この防災士の存在が必要であると考えられます。しかしながら、この防災士がまだ各地区、各集落に十分な数がいらっしゃらないことから、一定数確保することが必要であると考えられます。

そこで、防災士の資格取得をより一層促進するために、県が主催する防災士養成講習会を町内へ誘致する取組や、受講費の一部を補助することによって、防災士が核となって自主防災組織の立ち上げと運営に関わっていく仕組みを構築していく必要があると考えております。

今後とも、自助、共助、公助が互いに機能する災害に強い安全・安心なまちづくりを目指して、自主防災組織の結成と育成、さらには防災士の養成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。ご理解、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で熊谷議員の答弁に代えさせていただきます。

○議長（秋田重敏君）熊谷良彦君。

○5番（熊谷良彦君）あの東北大震災から10年がたちましたが、先月も福島県沖で震度6強という地震が発生いたしました。何と10年前の余震ということでした。また、今朝も宮城県では震度4の地震が発生しております。

たとえコロナ禍であっても災害は待ってくれません。私が申し上げたことは、日頃の地道な活動が必要です。町としてぜひ積極的に進めていただくことを切に願ひしまして、質問を終わります。

○議長（秋田重敏君）これにて熊谷良彦君の質問を終わります。

次に、

1. 町周辺の風力発電計画の対応について
  2. 獣害対策について
- 13番 山本 優君。

〔13番（山本 優君）登壇〕

○13番（山本 優君）それでは、議長のご了解をいただきましたので、私は2点についてご質問を申し上げたいと思います。

第1点目は風力発電について、そして2点目は鳥獣害対策についてお聞きをいたしたいと思います。

まず、1点目の風力発電に対する町の対応の基本的な考え方についてお聞きをするわけですが、明日、あさってには、東日本大震災から10年目を迎えることとなります。このことと前後いたしまして、新聞等では、この東日本大震災から以降10年間の歩みであったり、今後の対応についてなどいろんな特集記事が出されております。その中の一つとしては、再生可能エネルギーが急拡大をしているという記事も出ておりました。

それぞれ皆さん方も見ておられるかとは思いますが、私は、今ほど申しあげました風力発電のことにしまして質問をさせていただくわけですが、数年前から当町においても数社から風力発電の計画についての話は出たことがあります。あるいは、出て引っ込んだものもあるわけですが、本町の周辺には現在3つの場所で計画が進んでおります。それに伴って、計画に対する説明会が先月町内において行われました。そして計画に対しては、現在、環境評価のための申請あるいは住民説明会及び資料の縦覧などが、資料の縦覧についてはこの役場の中で行われております。住民説明会では、建設工事や運転後の音や鳥獣への影響など質問や意見も多くありました。

一方、再生可能エネルギーに対する期待もあるわけでありまして。特に風力及び太陽光発電については、既に東日本大震災以降、多くの計画が進んでいるわけですが、その中で特に町と関係の深い風力については、今申しあげましたように、町の周辺では敦賀市あるいは岐阜県の方を含めまして進められております。

この国の政策としての再生可能エネルギーの振興については必要性があるということとは理解をしながら、我が町に建設をされるということになりますと、このことが町民にとってメリットあるいはデメリット双方あるものと思っております。これが、町としては住民の生活と福祉を考えるまちとして、今の計画に対しどの

ような考えで対応されようとされているのか、お聞かせをいただきたいと思いません。

計画を進めているのは、現在、具体的に何社あり、あるいは住民説明会におきまず準備作業等についても併せてお聞かせをいただきたいと思えます。及び、町民に対する説明会は、町として、今の説明会については建設予定の事業者において行われているわけでありませけれども、町としては、この住民の意見把握に対する予定について、もしあればお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの山本優議員の町周辺の風力発電計画の対応について、そしてまた町は計画に対して基本的にどういう考え方を持っているかというご質問でありますけれども、風力発電を含む再生可能エネルギーの導入については、地球温暖化対策として政府が目指す脱炭素社会の実現に必要なものであり、町としても重要なものと認識をいたしております。しかしながら、環境や地域住民の生活への影響といった課題もあることから、今議員おっしゃるように、住民のことを第一に考えて進めていかなければならないと思っております。そのため、町としましては、事業実施には地元理解が大前提という考えの下、計画段階から住民に対し周知を行い、不安や懸念を取り除くための調査、説明を十分に行うように事業者に対して求めているところであります。

現在、当町で計画されております風力発電事業につきましては、堺地区で株式会社グリーンパワーインベストメントが計画をしております余呉南越前第一・第二ウィンドファーム事業、そして鉢伏山周辺で中部電力株式会社と株式会社O S C Fが計画をしております、仮称でありますけれども、鉢伏山風力発電事業、そしてJ R東日本エネルギー開発株式会社が計画をしております、仮称であります、福井藤倉山風力発電事業、この3つの事業の検討が進められております。

事業の内容につきましては、計画段階ということもあり、具体的な風車の規模、数、設置場所も未確定でありまして、環境や地域住民に対する影響の程度、また、複数の事業が稼働した場合における累積的な影響に関する具体的な情報も乏しく、そして現時点での住民の理解状況なども考慮して、町としての方針はまだ決まっていないう状況にあります。

3つの事業の進捗状況についてですが、先行して手続が進んでおります余呉南越前第一・第二ウィンドファーム事業につきましては、令和元年7月に方法書手続が完了いたしまして、環境影響に係る現地調査を経て、今年の8月頃には準備

書の手続を開始する予定であるとのことであります。準備書手続においては、町の環境審議会での審議内容を踏まえまして、町としての最後の意見を福井県知事に提出することとなります。

鉢伏山風力発電事業と福井藤倉山風力発電事業につきましては、現在、方法書の手続の段階でありまして、今後、町の環境審議会での審議と福井県知事に対する町の意見の提出を予定しております。その後、2年程度の環境影響に係る調査を経まして準備書手続に進んでいくこととなります。

この準備書手続の段階では、風車の規模、そしてまた工事の方法、環境への影響など様々な具体的な内容が示されることとなります。この時期には、住民の理解状況や意見を尊重しながら、風力発電事業に対する町の方針を決める必要があると考えております。

しかしながら、最も重要視すべき住民の理解というものをどういった形ではかることが適当であるかということは、大きな課題として捉えております。特に今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして事業者側から十分な説明会が行われているとは言えず、地域住民の理解がうまく進んでいないばかりか、計画自体把握していない住民もいると考えております。十分な説明がない中で、事業者として必要な許認可手続だけが進んでいく状況もあって、不安に思う声も聞くところでもあります。

住民理解が進んでいない状況を踏まえまして、町としましては、中立的な立場で、町内で計画されている風力発電事業の内容について住民に広く周知するとともに、住民の理解状況、そしてまた思いを把握するためにアンケート調査を行いたいと考えております。このアンケートの結果によって住民の思いを尊重し、町の環境審議会での審議内容も踏まえながら、風力発電事業に対してどのように対応することが町として最もふさわしいのか、望ましいのかということを経営的に判断していきたいと考えております。

以上です。

2点目の住民説明会での意見については、担当課長から報告させていただきます。

○議長（秋田重敏君）北野総務課長。

○総務課長（北野 徹君）住民説明会での意見についてお答えいたします。

環境影響評価方法書の縦覧に伴いまして2月上旬に開催された住民説明会には、町職員も出席しております。参加者からの意見等も把握しております。これら意見につきましては、今後の方針を決めていくに当たりまして参考にしていきたい

と考えております。

以上でございます。

○議長（秋田重敏君）山本 優君。

○13番（山本 優君）ありがとうございます。

今の住民の意見につきましては、町長の答弁の中あるいは今ほど課長の方からの説明をいただきまして、おおむね理解をしたところであります。

続きまして、今後のスケジュールについてお聞かせをいただきたいと思うのですが、現在、スタートは前後しておりますけれども、発電計画を進めている3つの事業体はそれぞれに環境影響評価書の関係、住民説明会についても、今ほど説明がありましたように一段落をしているところでございます。

そんな中で、今後この計画がどのように進んでいくのか、今ほど町長の方から住民に対するアンケートのこと等の説明があったわけではありますが、スケジュールについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（秋田重敏君）中村建設整備課長。

○建設整備課長（中村勝典君）それでは次に、環境影響評価方法書の縦覧、住民説明会に続く今後のスケジュールについてお答えします。

まず、福井藤倉山風力発電事業と鉢伏山風力発電事業とにつきましては、環境影響評価方法書が経済産業省に提出されておまして、町では、福井藤倉山風力発電事業は2月25日まで、鉢伏山風力発電事業は3月1日まで、それぞれ環境影響評価方法書の縦覧期間が終了しております。現在は、それぞれの事業者から経済産業省や福井県に対しまして提出する、縦覧に対する意見の提出期間となっております。

その後、福井県知事から町に対して意見照会があり、90日以内に福井県知事に回答することとなります。回答に当たりましては、縦覧期間及び住民説明会において寄せられた様々なご意見に対しての事業所の見解や行政としての考え方に加えまして、環境審議会において、様々な立場における委員の方々や専門の知識を有する特別委員の方々よりご審議をいただき、その環境審議会からの答申を基に福井県知事に意見することとなります。福井県知事は、関係市町からの意見を取りまとめ、経済産業大臣に意見書を提出し、それらの審査を経て、各事業所は約2年かけて環境現況調査を実施することとなります。

次に、余呉南越前第一・第二ウィンドファーム事業につきましては、令和元年7



月に方法書手続が完了し、現在、環境影響調査を実施中であります。この調査が完了した後、準備書が福井県知事に提出され、県知事から意見照会に対し、環境審議会での審議の上、町としての意見と取りまとめて、意見書を県知事に提出する予定でございます。

以上です。

○議長（秋田重敏君）山本 優君。

○13番（山本 優君）ありがとうございました。

現状について把握することができたところでありますけれども、資源の少ない我が国においては、再生可能エネルギーの推進は大切なことでありますが、今ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、基本は住民の福祉に役立つものであるということが主眼として、これからアンケートを取る、あるいは住民の意向を把握されるということでございますので、その方向で努力をいただきたいと思っております。

2番目の項目に入らせていただきます。

獣害対策についてでございますが、毎回、獣害の問題については一般質問として取り上げられていると思うわけでありまして。これは現在、住民にとって獣害に対する被害あるいは迷惑というものが非常に多いということの証だろうと思いません。

今年は久しぶりの雪が降りましたが、山のイノシシや猿、熊などはこの程度の雪ではとても自然淘汰をするという状況にはありません。当町においても、融雪と同時に我が物顔で畑や土手を崩す、あるいは住宅の屋根に上って暴れる猿がいたり、あるいは野菜や果樹などを取るなど、被害は目に余るものがあります。地元の皆さんから聞くところでは、玄関が開いているときはもちろん、鍵がかかっていなければ、自分で開けて中に入って食べ物を取るということもあるという話を聞いております。玄関を開け放って追い出しをしたという話も聞いております。

このような半分笑い話で言えるような状況のときはそれでいいわけでありましてけれども、やはり一番心配をするのは、家の中にいる子供とか、あるいは赤ん坊、高齢者の方に対する襲撃といいますか、襲われるということがありますと大変心配であります。

現在、この獣害に対する町内での被害の現状について、我々もいろいろと聞いているわけでありましてけれども、どの程度把握しておられるのか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（秋田重敏君）山岸農林水産課長。

○農林水産課長（山岸 健君）お答えいたします。

野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退ともなっており、深刻な影響を及ぼしております。

本町においては、CSF、豚熱の流行によりイノシシの出没や捕獲頭数は減少傾向にあるものの、鹿の個体数は急増しており、水稻や大麦、ソバ等の基幹作物に大きな被害を及ぼしております。また、近年は、群れ猿や離れ猿が住宅地に頻繁に出没し、軒先につるしてある野菜や畑の作物が全て食べられてしまうといった事案も発生しているところでございます。

本町が把握しております昨年1月から12月までの獣害による被害でございますが、昨年は熊による人身被害が2件、それと先般実施いたしました各集落区長や担い手農家等への被害調査の集計結果では、被害面積で35.89ヘクタール、被害金額では1,148万2,000円でございます。

以上でございます。

○議長（秋田重敏君）山本 優君。

○13番（山本 優君）ありがとうございます。

今ほど被害の状況の説明をいただいたところでありますけれども、それは被害届が出されたものの話でございますけれども、そのほかにはまだまだ、畑の野菜が荒らされたとかというものはあるのだろうなと思います。

これらの獣害に対しまして、取りあえずは猿等については、大きな音を出すとかあるいはそういうことで追い払うことはできるわけでありますけれども、根本的な対策について今後どのように進めていこうと思われているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（秋田重敏君）山岸農林水産課長。

○農林水産課長（山岸 健君）本町におきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しました、高さ2メートルのワイヤーメッシュの設置の推進を図るとともに、鳥獣害対策協議会による被害防止柵への補助を実施いたしております。

また、猿の捕獲につきましては、専門業者による捕獲を強化するとともに、町においても捕獲檻を増設し捕獲に努めているところでございます。

さらに、集落内に出没する猿にとりまして集落内は絶好の餌場となっていることから、家の軒先や付近には野菜を置かないこと、畑に収穫しない野菜を放置したり捨てたりしないこと、畑には猿対策の電気柵を設置すること、家の戸締まり等はしっかり行うことなどを周知するとともに、協議会では農家組合長に対しましてロケット花火や爆竹を提供しておりますので、そちらも活用いただき集落が一丸となって追い払いに努めていただくようお願いしていくことといたします。

○議長（秋田重敏君） 山本 優君。

○13番（山本 優君） ありがとうございます。

実効性が伴うというのはなかなか大変なことではあるのですが。

もう一つ、今ほど課長の方から説明いただいた内容はこの町内でのこととなりますけれども、猿やイノシシ、熊等は、町村の境界は関係なく活動をするようになります。町村それぞれの単独の対応ではなかなか効果が上がらないというのが実情だろうと思います。

そういう意味で効果を上げるためには、広域での対策が必要であります。この広域的な対策の現状と今後の計画について、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（秋田重敏君） 山岸農林水産課長。

○農林水産課長（山岸 健君） 広域的な対策の現状と今後の計画についてお答えいたします。

現在、丹南地域においては、管内5市町と福井県丹南農林総合事務所の農業経営支援部、林業部、農村整備部にて構成する丹南地域有害鳥獣対策協議会という組織がございます。活動内容としましては、ニホンジカの生息調査や捕獲新技術の実証、獣害対策研修会の開催等であります。昨年は新型コロナウイルス感染予防のため活動はございませんでしたが、市町をまたいで行動する野生獣対策を管内市町が連携して推進する観点から、鹿や猿の行動調査や捕獲について市町が連携して広域で取り組むことを今後提案していきたいと考えております。

○議長（秋田重敏君） 山本 優君。

○13番（山本 優君） ありがとうございました。

この獣害の問題については、毎回こうして取り上げられてきて、それほどそのように、いわゆる町民の中でなかなかの苦労があるところだということでございます。

ますので、今後も我々も一生懸命、今言われた幾つかの住民としての対応は努力をしていきたいと思ひますし、併せて地域での協力もしていきたいと思ひております。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（秋田重敏君）これにて山本 優君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時5分からということでお願いします。

---

休	憩
〔休憩	午前10時53分〕
〔再開	午前11時05分〕

---

再	開
---	---

○議長（秋田重敏君）会議を再開いたします。

1. コロナワクチンの接種について

8番 加藤伊平君。

〔8番（加藤伊平君）登壇〕

○8番（加藤伊平君）それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、1年を超える私たちの生活になりまして、それ以来、私たちの生活は一変をいたしました。自粛、我慢のこの1年間でしたが、「葬儀があっても、身近な人の県外からのお参りを遠慮してくれ」とか言われますと、町民の皆さんのストレスも沸点、限界に近づいているのではないかと思います。そこへようやく切り札とも言えるワクチンの接種が具体化してきました。町民の皆さんの期待も高まっていると思ひます。

国は、基礎疾患のある人、65歳以上の高齢者へのワクチン接種を4月の後半には全国一斉に本格的にスタートするとしていますが、供給量不足のため数量は限定的という報道もあります。

ワクチンの接種の実施は市町村の仕事とされております。町としても、物が来なければどうしようもないところでしょうか、準備は進めていると思ひます。いろいろな事業所でも、感染予防のため現在は従業員に厳しく予防処置を指示しており、町民の皆さんの関心も高いので、幾つか質問をさせていただきます。

まず、ワクチン接種の担当課は、通常業務に加え、これまでの経験にない新型コ

ロナ対応業務が昨年以来長期にわたって続いています。ここにきて接種が具体化してきましたが、国からの情報不足もあり、手探りのような準備、調整と思いますが、職員への過重な負担はかかっていますか。残業もあるのではないかとと思いますが、管理職も含む超過勤務手当は十分に支給されていますか。お尋ねをいたします。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの加藤議員のコロナワクチン接種についてお答えをいたします。

新型コロナワクチンの接種につきましては、国を挙げた一大プロジェクトであります。接種自体の実施主体は市町村となっております。

本町では、ワクチンの接種を迅速かつ適切に実施するために、副町長をリーダーとする職員10名から成る新型コロナワクチン接種対策チームを設置いたしまして、円滑にワクチン接種ができるよう体制を整えております。保健師などの会計年度の任用職員の雇用も行いまして、ワクチン接種の準備に鋭意取り組んでいるところであります。

なお、ご指摘の時間外の勤務手当につきましては、規程に則りまして適正に支給をいたしております。

以上です。

○議長（秋田重敏君）加藤伊平君。

○8番（加藤伊平君）ワクチン接種に当たりましては、町民にはインフルエンザのようにワクチン接種券が送付されるようですが、いつ頃発送されますか。

また、接種券には、接種会場、接種期間、予約の要否などが記載されると思いますが、それぞれ具体的にはどうなるのですか。お尋ねをいたします。

○議長（秋田重敏君）西村保健福祉課長。

○保健福祉課長（西村成男君）お答えいたします。

ワクチンの接種券につきましては、町から対象者の方へ郵便で送らせていただくこととなりますが、その発送期日につきましては、国からの指示を受けて発送する予定となっております。

また、接種券とともに、町内の接種場所や日程、また予約する方法などを記載したご案内を同封する予定となっております。町内の接種場所としましては、6つの診療所、医院と、町が開設を予定しています南条保健福祉センター、今庄住民センター、河野住民センターの3ヶ所の集団接種の会場となります。なお、ワクチン接種につきましては全て事前予約制となっております。

新型コロナ感染症対策としましては、3密を避けるために、予約時間を区切ったりスペースを広く取る等の対策を行います。また、ワクチン接種後の副反応への対応としましては、会場に救急セット等を準備し、医師または看護師が対応するとともに、必要に応じて救急搬送を手配することも想定しています。

ワクチンの接種期間につきましては、国の規定により令和3年2月17日から令和4年2月28日までの間と定められています。この期間中に、国が定めた優先順位に基づき接種を行ってまいります。

以上です。

○議長（秋田重敏君）加藤伊平君。

○8番（加藤伊平君）私たち南越前町の町民は町内で接種をするようではありますが、その場合、接種後の体調の変化、副反応への対応は問題はないでしょうか。

また、高齢者、障害者、病気などで自分で会場に行けない人もいますが、どう対応される予定でしょうか。

○議長（秋田重敏君）西村保健福祉課長。

○保健福祉課長（西村成男君）お答えいたします。

副反応への対応につきましては、医療機関及び集団接種の会場におきまして、接種後15分間、場合によりましては30分ほど看護師が付きまして健康観察を行います。自宅に帰られてからの体調の変化につきましては、国や県の専門の相談窓口や接種された医療機関で相談ができることとなっております。

次に、高齢者の方などで具合が悪く、医療機関や集団接種の会場に行くことができない場合には、かかりつけ医による訪問によるワクチン接種を受けることが可能となっております。

○議長（秋田重敏君）加藤伊平君。

○8番（加藤伊平君）次に、年齢はともかくも、基礎疾患ということになりますと

なかなか外見的に分かりにくいものがあると思いますが、どのように判断をされていきますか。

また、今お聞きしますと接種期間が非常に長くなるようではありますが、町内に籍を置いたまま生活拠点が変わる人が出るのではないかと思います、そういう人の場合どういうふうに対応すればよいのか、お尋ねをいたします。

○議長（秋田重敏君）西村保健福祉課長。

○保健福祉課長（西村成男君）65歳未満の方の接種開始時期につきましてはまだ決まっておりませんが、65歳未満の方で心臓病や呼吸器の病気など国が定める基礎疾患がある方は、65歳以上の高齢者の方に次いで優先的に接種が受けられることとなっておりますが、これも時期等はまだはっきりしておりません。なお、基礎疾患の有無につきましては診断書等は必要なく、予診票への記入による本人からの自己申告によるものとなります。

次に、生活拠点が住所と違う場合についてですけれども、ワクチン接種は基本的には住民票所在地の市町村で受けることになっておりますが、単身赴任の方や学生の方などは、実際に生活している市町村に申請することにより、住民票所在地以外の市町村で接種を受けることが可能となっております。

以上です。

○議長（秋田重敏君）加藤伊平君。

○8番（加藤伊平君）新聞やテレビではもうすぐ接種が始まるかのような報道もされていますが、なかなか、実際作業を進めているところでは大変だと思って、まだこれからという日にちを聞いたわけですけれども、皆さん、待望のワクチン接種でございますので、どうかひとつ早めによりしくお願いをいたします。

質問終わります。

○議長（秋田重敏君）これにて加藤伊平君の質問を終わります。

次に、

1. コロナのワクチン接種について
  2. 中学校舎の利活用について
  3. 観光業の支援策について
- 3番 大浦和博君。

〔3番（大浦和博君）登壇〕

○3番（大浦和博君）大浦です。通告に基づき質問させていただきます。

まず、コロナワクチン接種につきましては、今ほど加藤議員からも質問がされました。私なりに質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染、国内では第3波により、東京、大阪など10の都府県で緊急事態宣言が発令されました。そのうち大阪など2府4県は2月末で解除されましたが、関東の1都3県は3月7日も解除されず、いまだに発令中でありませ

ず。本県は県独自の感染拡大警報を発令いたしました。2月14日で注意報に切り替えられ、2月28日で解除されました。

本町におきましては、昨年9月3日以来、感染者は出ていないとのことであり、町民の皆様のご協力に敬意と感謝を申し上げます。

さて、ようやく国内でもワクチン接種が始まりました。まず医療従事者から接種を始め、その後、自治体ごとに65歳以上から順次実施することでありませ

ず。先日、本町の接種計画、スケジュールの説明がありましたが、町民の皆様にもご理解を得たいので改めて伺いいたします。説明では、今まさに接種券の発行準備をしており、3月中旬以降に郵送することです。また、接種は当初、4月以降から実施する予定とのことでしたが、国の説明も二転三転し、正確な日程はまだ分からない状況であります。町では、65歳以上の対象者の皆様が速やかに接種できるよう予約制にすることや、接種には個別接種と集団接種があり場所を選択できるとのこと、また、町内で接種する方は本町に住民登録されている方であるとのこと

です。質問は、予約制となっているが具体的には対象者が役場に直接電話するということか、また、個別接種と集団接種があるがその2通りだけなのか、共同接種を実施する自治体が増えているが本町は考えないのか、第1回目の接種期間は1日当たり何人ぐらいでどの程度の日数を見込んでいるのかなどであります。分かりやすく河野地区を例に挙げて伺います。

河野地区は、個別接種が河野診療所、集団接種が河野事務所にある住民センターの2ヶ所で、接種券が届いた後、河野事務所に連絡を取り、日にち及び場所の予約を取るとの考えでいいのか。そして、同居家族に予約してくれる人がいればいいのですが、予約ができる人がいない対象者はどうするのか。民生委員さん等のご協力が必要になるのではと思われませ

ず。さらに、予約した方が諸事情により接種できなくなった人の対応、そしてその接種対象者に用意したワクチンが余った場合の対応、それらの対応を具体的にどのように考えているのか。地区によって接種対象者数や接種場所の数が異なりま



すが、1日当たり何人ぐらいを接種し、1回目の終了はいつ頃になるのか。

河野地区住民の中には、越前市にかかりつけ医があり通院している方もいます。自治体によっては、その実情に合わせ共同接種も実施するところもあります。本町はその考えがないのか。

今回のワクチンは米国ファイザー社製で2回接種しなければならず、2回目の接種は1回目の接種の3週間後であるとのことから、2回目の接種についてのやり取りが発生すると思いますが、具体的な進め方についてはどのように考えているのか。

施設入居者や自宅での要介護者の接種はどうするのか。さらに、接種を希望しない人はどのような対応を考えているのか。

以上、幾つかお伺いしましたが、ご答弁のほどお願いいたします。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの大浦議員のコロナのワクチン接種についての質問にお答えをいたします。

まず、ワクチン接種の予約の方法ですけれども、現在考えておりますのが、高齢者の方につきましては、医療機関での個別接種を希望される場合には、直接医療機関へ予約をしていただく、また、町が実施します集団接種会場での接種を希望される場合には、役場の予約専用電話に電話をしていただくか、返信用のはがきによる予約を想定しております。同居の家族がいないなど、ご自身で予約が難しい場合には、民生委員さんのご協力をいただくなど何らかの支援を今後検討していく必要があると考えております。

次に、予約されていても事情により接種できなかった場合には、改めて予約をしていただく必要があります。また、このようなキャンセルとなったワクチンの取扱いにつきましては、国から指針が示されることとなっておりますので、その指針により検討したいと思っております。

次に、幾つかの市町村が集まって共同接種を行うところも県外にはありますけれども、本町及び近隣の市町では現在想定をしておりません。

また、このワクチン接種の数でありますけれども、町内全体で1日平均約100人が接種可能と考えておまして、65歳以上の接種対象者の方の1回目の接種を終えるのに2ヶ月弱、2回の接種を完了するのにさらに3週間程度かかる想定をしております。

次に、現在供給が予定されておりますファイザー社製のワクチンにつきまして

は、2回の接種が条件となっておりまして、その間隔は3週間空けるということとされておりまして。町が実施します集団接種におきましては、基本的に1回目のワクチン接種の予約を受け付けたときに、同時にその3週間後の2回目の接種の予約も取ると、取り扱うと考えております。

次に、施設の入所者や病院に入院されている方につきましては、その施設、病院内で接種ができますし、先ほどの加藤議員の答弁にもありましたけれども、自宅から出られない方につきましては、かかりつけ医の訪問による接種を受けることができます。

最後に、新型コロナウイルスの感染症に係るワクチン接種は、努力義務は課せられておりますけれども、もちろん強制ではありません。しかし、接種を受ける、受けないは選択できるものですけれども、未接種の方には再度のご案内をする予定としております。

以上です。

○議長（秋田重敏君）大浦和博君。

○3番（大浦和博君）今の答弁で分かりました。個別接種を希望する人は、河野では河野診療所に直接電話して日時を決めればいい。集団接種は、役場専用電話に電話する、あるいは接種券に同封されている返信用通知で予約を取るということとでございます。2回目の接種は3週間後で、同じ場所で接種するようにすることですね。また、施設入居者や入院中の方々の接種も理解できました。民生委員さんのご協力を仰ぐのであれば、早く協議していただきたい。一日も早くワクチンが届き、接種できますことを願っております。

医療従事者の皆様は先行接種、優先接種をされているわけですが、もちろんこれはご自身の感染予防のためでもあります。しかし、それと同時に副反応調査も兼ねております。本当に感謝申し上げます。

現時点におきましては、接種後の倦怠感や腫れなどの報告、また、アナフィラキシーの症状が出ている人は投薬で改善されたとの事例報告があります。そして国内でも変異ウイルス感染が増えてきておりますので、町民の皆様はぜひ全員が接種していただきたいと思っております。

そして、現段階でのワクチンは米国のファイザー社のみであります。早く他の多くのワクチンが承認され、もちろん国内での生産ワクチンが一番いいわけですが、一日も早く全国民、全世界で接種ができ、安全、安心な生活が戻ることを切望しております。

次に、中学校舎の利活用についてお伺いいたします。

2022年4月に町内の3中学校が統合し、南越前中学校が開校する予定です。1年後であります、その後の河野中学校、今庄中学校の利活用・用途計画のスケジュールはどのように考えているのか。

小中学校というのは、地域のコミュニティとして重要な役割を果たしています。中学校統合については、昨年、地域の住民のご理解を得、統合に至りました。しかし、この統合後の校舎利活用・用途問題は地区住民にとって非常に関心の高いものである、具体的な内容、方向性等について幅広くいろいろな方の意見を聞いた上で、そこに住んでいる地域住民に喜んでもらえるような施設整備をお願いしたいと思います。

河野中学校舎は海岸線に面したすばらしい自然環境を有しており、それを前面に出しての提案を広く募集するといったプロポーザル方式等も効果的ではないかと考えますが、町としての方針はどうか。また、決定するにはかなりの時間を要すると思われることや、今庄、河野それぞれの地区の形態状況や問題、課題が異なるため、なるべく早く方針を決めるべきと思います。

町もこの問題を重視し、いろいろと考えているとは思いますが、今後のスケジュール等、計画があればお聞かせ願います。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君）ただいまの大浦議員の中学校の校舎の利活用についてのお答えをいたします。

河野中学校及び今庄中学校の校舎等の利活用については、現時点におきましてはスケジュール等はまだ決まっておりません。

学校校舎は、長きにわたりまして地域の方々と共に歴史や文化を築いてきた拠点として、住民にとって非常に関心の高いものであると認識をいたしております。今は、統合により誕生する南越前中学校の運用開始に全力を尽くしまして、生徒の安全で安心な学習環境の整備後、地域住民のご意見、ご意向をお聞きし、また議会とも相談をさせていただきながら、校舎の利活用の方向について検討していきたいと考えております。

なお、利活用方法の事例といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大する都市部の民間企業において社員をリモートワークさせるための地方の空き施設を借り受ける例であったり、そしてまた、体育館を備えていることから私立の学校事業を誘致する、そういう例、また、青少年を対象とした低料金で利用してもらような宿泊の教育施設、そういう転換、また高齢者福祉施設への転換、そしてまた災害時の避難施設への転換など、数多い取組があるところであります。この大

きな校舎、そしてまた大きな敷地を利活用するということになりますと大変事業費も大きくなります。財政状況も十分考慮しながら、いずれにしましても検討にやっぱり時間がかかると思いますので、来年度以降、慎重に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋田重敏君）大浦和博君。

○3番（大浦和博君）この校舎の利活用問題、すぐに解決できる問題ではありません。そして答えは一つではないので、それを見つけることはなかなか難しいことは十分承知しております。ましてや今、子供たちが勉学に勤しんでいる中、校舎の利活用問題を議論するのは本当に申し訳ないと思います。ですが、協議に1年か2年、その後の改修に数年かかるとなると、地区住民もその分年齢をかさむわけでありまして。そのため、一年でも早く取り組んでいただけないかとお願いするものであります。住民も意見交換会等の依頼があれば協力すると思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、観光業の支援策について伺います。

現在、国において緊急事態宣言が出されており、国におけるG・O・T・Oトラベル事業もいまだに全国一斉停止となっております。

昨年初めより発生している新型コロナウイルスの影響により旅館、飲食店は大きなダメージを受けましたが、国、県、町が歩調を合わせた支援策により事業者も最悪の事態を免れ、さらに、カニシーズンで何とか持ち直しを図ろうとしていたところ、年末に全国一斉でG・O・T・Oトラベル事業の停止措置されたことにより宿泊者のキャンセルが相次ぎ、施設経営者は窮地に陥っております。また、3月末でカニシーズンも終わってしまいブランド看板がなくなってしまうと、4月以降、ますます苦しい状況になると想定されます。

町内はもとより河野地区の旅館、飲食店等につきましても、町の支援もあり、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底しながらお客様を受け入れていると聞いております。今後も何とか希望の灯、明かりを灯し続けていける支援策等ができるか。

県は、国のG・O・T・Oトラベル事業が6月で終了する予定に合わせ、県版G・O・T・Oイートを実行する予定との報道がありました。

町も、例えば、これまでの幅広く町外客を対象としたクオカードの発行やペイペイ支払いによる還元の再継続、ペイペイの還元は町民もありましたが、新たに町民を限定とした支援策等は考えられないのか、お伺いいたします。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君）ただいまの大浦議員の3点目の観光業の支援についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けました事業者に対する国や県の支援策の動向を踏まえながら、町としまして、町内における経済需要の回復と事業者の経営の持続化を支援するための施策を展開してまいりました。

山海里応援弁当と称しまして4月から実施をいたしました飲食店の活性化事業を皮切りに、町内の209の事業者原則10万円を給付した南越前町小規模事業者応援給付金、また、町内の22の宿泊施設を利用する町外からお越しになった宿泊者に対し5,000円のクオカードを進呈した南越前町宿泊客誘客促進事業、そして9月から10月に第1弾を、さらに第2弾として1月から2月にかけて実施をいたしました電子決済サービス「ペイペイ」を活用した南越前町消費活性化ポイント付与事業など、様々な支援策を講じてまいりました。さらに今後の支援策としまして、この3月の補正予算でお認めをいただきました高齢者応援プレミアム付の商品券事業、これにも取り組んでいきたいと考えております。

今後、ワクチン接種が始まりまして収束に向けた取組が進んでいくものの、感染拡大前の経済状態に回復するまでにはまだ相当の期間が要するものと思われます。今後とも、G o T o トラベルなどの国の経済支援策や県の消費喚起策などの動向をしっかりと見極めながら、商工会をはじめ関係団体のご意見を伺い、観光業をはじめとした町内事業者の皆様の実情を的確に捉えまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用したしっかりした取組に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋田重敏君）大浦和博君。

○3番（大浦和博君）町長からは、国からの臨時交付金の追加があるとの言葉もいただきました。非常に喜ばしいことであり、その交付金をぜひ、町民が喜び、町内が活性化する事業を理事者と議会が一緒になって立案、実行できればと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（秋田重敏君）これにて大浦和博君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

---

休 憩  
〔休憩 午前 11 時 40 分〕  
〔再開 午後 1 時 00 分〕

---

再 開

○議長（秋田重敏君） 会議を再開します。

次に、

1. 新ゴミ処理施設（愛称エコクリーンセンター南越）の運営状況他について  
9 番 井上利治君。

〔9 番（井上利治君）登壇〕

○9 番（井上利治君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

表題としまして、新ゴミ処理施設、愛称エコクリーンセンター南越の運営状況他についてでございます。

初めに、ごみ焼却後の残渣についてということで、昨年 12 月 8 日に火入れを行い、本年 1 月より試験運転中の新ごみ処理施設「エコクリーンセンター南越」でございます。焼却後の残渣、これは燃えた後の灰ですけれども、全て越前市にある第 2 清掃センターでの埋立処理だと思っておりますが、聞くところによれば、その有効利用ができる可能性があるということでございます。残渣の成分、特に塩分や塩素を除去しなければなりません、調査によってはセメントの原材料となり得るとのことでございます。残渣の数量、持込み先のセメントメーカー及びメーカーとの運搬距離等、採算性、費用と方法なんですけれども、また安定供給等、考慮すべき点は多々あると思っておりますが、どのように考えられておられますでしょうか。

昨年 12 月議会で平谷議員の質問に対しての回答では、現在、埋立容量 15 万 6,000 立米のうち埋立残余量が 8 万 1,000 立米で、今後 20 年以上受入れが可能とのことでございますが、もしそれが実現可能ならば、さらに埋立施設の延命化にもなり、検討することも必要ではないかと考えております。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（秋田重敏君） 岩倉町長。

[町長（岩倉光弘君）登壇]

○町長（岩倉光弘君） 井上議員の新ごみ処理施設の残渣活用についてのご質問にお答えをいたします。

南越清掃組合では現在、エコクリーンセンター南越において発生した焼却灰を、越前市の坂口地区にあります第2清掃センターの最終処分場へ運搬をし、埋立処理をしております。

この最終処分場は、15年間の使用計画にて埋立容量を15万6,000立米として整備をし、平成17年度に供用開始をいたしました。その後、ごみの減量化や再資源化の取組によりまして、令和元年度末で約48.8%、7万5,000立米が埋め立てられまして、埋め立ての残余容量というのは約8万1,000立米となっております。

令和3年度以降の最終処分量は年平均約3,600立米を見込んでおりまして、今後20年以上は使用可能と考えておりますが、引き続き施設の延命化を図るため、ごみの再利用や減量化の取組を推進してまいります。

一方、議員ご提案の焼却灰のセメント材料への有効活用については、近隣に受け入れ可能な工場があり運搬費が安価の場合や、最終処分場が逼迫している場合など費用対効果が見込める事業所で採用されておりますが、県内では実施しているところはありません。

セメント材料への活用に当たっては、灰に含まれる重金属の除去設備など、クリアすべき課題もあると南越清掃組合から伺っておりますので、今後の研究課題と考えております。

以上です。

○議長（秋田重敏君） 井上利治君。

○9番（井上利治君） いろんな問題はあると思いますし、町長おっしゃったように、成分等についても今後精査していかなければいけないと思っております。もしそういうことが可能であれば考えていただきたいと思っております。

次に、運営状況についてお尋ねをいたします。

1つ目に、1月から現在までのパッカー車の平均搬入台数、それから個人平均搬入台数、搬入数量をお尋ね申し上げます。

2つ目には、ごみの分別方法が変わったことで、家久の第1清掃センターとの数、量の差異はありますでしょうか。

3つ目に、搬入経路、これは通学児童の関係で、運営上の問題点と対策を教えてください。

いただきたいと思います。

それから、4つ目、現在までにおけるトラブルの有無はございませんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君）ただいまの運営状況についてお答えをいたします。

新ごみ処理施設のエコクリーンセンター南越は令和3年の1月4日から稼働しておりまして、4月1日からの本格稼働に向けて、排ガスの測定を実施しながら運転しているところであります。

現時点ではトラブルは発生しておりませんが、今後も町と南越清掃組合が連携を取りながら、安全、安心に配慮して適正に運営していきたいと考えております。

運営状況の詳細につきましては、担当課長の方からお答えをいたします。

○議長（秋田重敏君）中村建設整備課長。

○建設整備課長（中村勝典君）それでは、運営状況の詳細についてお答えいたします。

まず、搬入台数と搬入量についてのお尋ねですが、運用開始後の2月末までのごみ収集の定期収集車両、許可車両、いわゆるパッカー車でございますが、1日当たり平均搬入台数は30台、一般の個人持込みの1日当たり平均搬入台数は28台でございました。また、搬入量については、ごみ収集の定期収集車両、許可車両で68.3トン、一般の個人持込みで4.0トンでございました。

次に、ごみの量についてでございますが、ごみの出し方が一部変更となったことから燃やせるごみが増加する懸念がありましたが、燃やせるごみの量の1月、2月の2ヶ月間の累計は昨年と比べて1.6トンの減でございました。現時点においてはほぼ変わらないという状況でございますが、今後ごみの量の推移を注視し、引き続き適切なごみの分別とごみの減量化に取り組んでまいります。

また、エコクリーンセンター南越への搬入経路についてのお尋ねですが、令和2年度南越清掃組合ごみ処理実施計画に基づき、ごみの定期収集を委託している事業者に対して所定のルートにて搬入するよう徹底しているところであり、現時点では特に問題等発生しておりません。

さらに、運営上の問題点につきましては、受付システムについてドライブスルー方式での受付、自動精算システムを新たに導入しておりまして、1月には、導入初期の対応として職員が誘導員として丁寧に説明を行い、2月には、看板の設置



や受付手順のホームページへの掲載等、順次改善に取り組んでおり、順調に運用を行っているところでございます。

最後に、トラブルの有無についてでございますが、1月4日からの施設の試運転については特にトラブルもなく順調に進んでおりまして、4月1日には竣工式を執り行う予定でございます。

以上です。

○議長（秋田重敏君）井上利治君。

○9番（井上利治君）ありがとうございます。4月1日の竣工式を迎えますが、今後とも、パッカー車等の交通や施設でのマニュアルに沿った運営方法で事故のないように願うものでございます。特に近隣集落との協定書にはきっちり沿った運営の方法をお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（秋田重敏君）これにて井上利治君の質問を終わります。

次に、

1. 宅地分譲計画について

2番 山本徹郎君。

〔2番（山本徹郎君）登壇〕

○2番（山本徹郎君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。3月定例会最後のしんがりでしっかりと質問させていただきと思います。

まず、宅地分譲計画についてお伺いをいたします。

1つ目の土地利用計画について、12月定例会では情報発信のタイミングについてお聞きをいたしました。今回は宅地分譲地の計画予定についてお伺いをいたします。

2月の町の広報紙において、先に建設された単身者向け町営住宅の南隣に新たに建設された、子育て世代を対象とした町営住宅2棟の入居者募集が行われました。第二保育所跡地の計画は残り僅かと思われそうですが、今後、購入者のニーズに合う空き町有地はないように思えますが、町長の、選挙期間中もそうですが、新聞の報道もそうでしたが、若者定住に向けた思い切った政策をやっていきますというような、今後はそういった取組をやっていくという発表がありました。

町長はどのように進められていく予定ですか。住宅地の計画的な施策は今後考えられる予定があるのかをお伺いします。また、新年度は宅地分譲の予定区画数はどのくらい考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの山本徹郎議員の宅地分譲の土地利用計画について、ご質問にお答えをいたします。

町では、人口減少対策として住環境の整備を重要施策として捉えておりまして、子育て世帯、そしてまた新婚夫婦などの若者が定住できる分譲地の造成や町営住宅建設、住宅取得に対する助成制度などに取り組んでまいりました。

近年では毎年住宅政策を実施しておりまして、平成27年度から令和2年度までの6年間におきまして、分譲地の造成は6団地で38区画、町営住宅は、子育て世帯向けに6戸、単身者向けに7戸、定住化促進住宅は5戸を供給してまいりました。この中で栄団地の2区画以外は全て完売または入居していただいております。

さて、議員ご指摘の今後の宅地分譲の予定ですけれども、新年度は東大道区の国道365号線沿いに10区画を分譲する計画でありまして、その費用を令和3年度に予算化させていただいております。

町といたしましても、分譲区画数を上回る応募がある中で、町に定住したいと考えている若者に対しまして今後とも計画的に住宅地の供給をしていきたいと考えております。

分譲地や町営住宅の整備計画の詳細につきましては、担当課長の方から説明させていただきます。

○議長（秋田重敏君）中村建設整備課長。

○建設整備課長（中村勝典君）それでは、分譲地や町営住宅の整備計画の詳細について説明をいたします。

近年実施をしております分譲地造成や町営住宅建設は、ほぼ完売または入居いただいております。分譲地によっては多くの方に申込みをいただいております。中でも、平成30年度に整備しました第5期桜町団地は6区画に対しまして17組、東大道団地は2区画に対して4組の申込みがありまして、令和2年度に建設しました第二保育所跡地の町営住宅には2戸に対しまして5組の申込みがありま

した。このように募集区画以上の申込みがあった場合、抽選から外れた子育て世帯や新婚夫婦に対しましてお断りをしている現状でございます。

このような状況を鑑みまして、令和3年度には東大道区の国道365号沿いに10区画の宅地分譲を計画しております。分譲地の大きさは、約95坪を5区画と約84坪を5区画、合計10区画を整備予定であります。この分譲地の情報につきましては、用地取得後できるだけ早い段階で町広報やホームページなどで発信させていただきます。

今後も、求められる住宅ニーズに合った宅地の継続的な確保に努め、定住化対策を計画的に実施していきます。

以上です。

○議長（秋田重敏君） 山本徹郎君。

○2番（山本徹郎君） ただいま課長の答弁いただきました。応募に関しましてはほぼ3倍とか2倍とかの数がありまして、抽選に漏れた方には、残念ながらお断りをしているという状況でございます。

そこで2つ目の質問にさせていただきます。土地取得に対する補助についてお伺いをいたします。

町内の方をはじめ、町外の方からも宅地分譲を進めてほしいという声を伺っております。建設にはタイミングがあることは重々承知しております。最近、新聞等の折り込みを見ますと、土地が大体50坪で価格が大体2,000万前後の販売価格が主流になっている。これは今、いろんなコロナ禍の現状もあって、なかなか若者世代の収入が増えてこないというのものもあるのかもしれませんが、そういったターゲット層が核家族で、4人ほどの家族層というのをメインに建てている建物が多いのではないかと感じられます。鯖江市や越前市においては、比較的資本力のある民間事業者が単独で宅地分譲住宅を施工するケースが多いと聞いております。

本町では、地元事業者を利用した住宅建設には、購入者に対する助成を設けております。この施策はいいと思います。現在は、町有地や地権者から土地を取得し整備をする形を取っています。抽選による土地取得制度による採用をしていますが、抽選に漏れた方は、次期分譲を待っていただけるのであればありがたいのですが、待てない方が多いのではないかと思います。

そこで、町内にある遊休地等を分譲地として活用することを提案いたします。通常、遊休地であれば、田畑とは異なり比較的早く整備できるように思われます。しかしながら、通常の土地取得より譲渡費用を含め経費が増えることが容易に想定されます。

そこで、新たに子育て世代の定住者や移住者の土地取得に対し助成ができないか、また、民間事業者による分譲地整備に関しても助成ができないかをお伺いいたします。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君）ただいまの山本徹郎議員の土地の取得に対する補助についてお答えをいたします。

町では、町に分譲地を購入された方に対しまして、住宅を建てた時に土地の分譲価格の最大4割を若い世代の定住に向けた住宅取得促進補助金として交付をしております、この事業を開始してから4年間の22件の実績があります。

また、町内に住宅を新築された方に対する50万円の補助ですけれども、住宅新築促進補助金は4年間で27件、その際に地元事業者と契約した方に対する30万円のふるさと企業活性化補助金は4年間で16件の実績があります。

なお、議員ご指摘のように、今現在は、民間事業者が分譲地を造成した場合の助成制度はありません。また、その土地を購入した場合も若い世代の定住に向けた住宅取得促進補助金、最大4割の補助の対象としておりません。ただし、民間事業者の分譲地でありましても、新築の住宅に対しては住宅新築促進補助金やふるさと企業活性化補助金の対象としております。

今後は、今議員おっしゃるように、民間活力と協働して住宅政策を推進していくために、町内にある遊休地等を民間事業者が分譲地として整備した場合の町道の部分であったり、排水路、また上下水道の整備に対する経費の一部助成等について、今後十分検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋田重敏君）山本徹郎君。

○2番（山本徹郎君）今、町長の答弁をいただきました。今後は、民間事業者が分譲地として整備した場合は、また町道部分や排水路、上下水道の整備に対する経費の一部の助成を考えていくというお答えでございました。

町内の事業者の方々にお聞きしますと、やはり自らで、自分らでその分譲していくと、その分譲するのはいいのだけれども、やはり売れ残りが心配であるというような声も聞かれております。そういったときに、田んぼから宅地分譲するよりも、今町内にある遊休地なんか、いわゆる畑でご使用になっている土地とか、または更地のまま放置されている土地も多少あると思います。そういった点を購入

して、若い世代が購入して建てても、通常どおり建てても助成できるようなこともまた考えていただいて、町長の思い切った若者定住という政策に力を入れていただきたいなと思いますので、今後ともひとつ、ぜひとも人口が増えるように、本当に、最近でも私の耳には、残念ながら町外のほうに出ていかれる方を聞いております。これは町内から町外、入ってくるほうが多けりゃそれもいいですし、できるだけ町外へ出られないように、タイミングというものが非常に大事です。これはやっぱりスピードが必要やと思っております。

そういった面も、町長、しっかりお考えいただいて、今後の住宅政策にスピード感を持って対応できるようにお願いしたいと思います。

それでは、以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（秋田重敏君）これにて山本徹郎君の質問を終わります。

---

閉 議

○議長（秋田重敏君）以上で一般質問を終わります。

これをもちまして本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 1時27分〕

第 4 号 3月19日(金)

出席議員(敬称略) 14名

1番	高橋宏介	2番	山本徹郎	3番	大浦和博
4番	城野庄一	5番	熊谷良彦	6番	喜村喜代治
7番	平泉初男	8番	加藤伊平	9番	井上利治
10番	生駒一義	11番	秋田重敏	12番	平谷弘子
13番	山本優	14番	丸岡武司		

欠席議員(敬称略) なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町長	岩倉光弘		
副町長	藤原十三夫		
総務課長	北野徹	観光まちづくり課長	関根将人
町民税務課長	野村和子	保健福祉課長	西村成男
農林水産課長	山岸健	建設整備課長	中村勝典

(教育委員会)

教育長	上田康彦	事務局長	坂井浩伸
-----	------	------	------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	中村幸彦	書記	關敏宏
--------	------	----	-----

議事日程(別紙のとおり)

## 会議に付した事件

- 議案第 16 号 令和 3 年度南越前町一般会計予算
- 議案第 17 号 令和 3 年度南越前町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 18 号 令和 3 年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算
- 議案第 19 号 令和 3 年度南越前町河野診療所特別会計予算
- 議案第 20 号 令和 3 年度南越前町個別排水処理施設特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 3 年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 3 年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 3 年度南越前町農業集落排水特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 3 年度南越前町老人保健施設特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 3 年度南越前町介護保険特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 3 年度南越前町下水道特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 3 年度南越前町水道事業会計予算

## 当初予算特別委員長報告

- 議案第 28 号 南越前町附属機関設置条例及び南越前町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 29 号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部改正について
- 議案第 30 号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 31 号 南越前町母子家庭等医療費の助成に関する条例等の一部改正に  
ついて
- 議案第 32 号 南越前町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 33 号 南越前町介護保険条例の一部改正について

議案第 34 号 南越前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案第 35 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 36 号 町道路線の認定について

議案第 37 号 工事請負変更契約の締結について

議案第 38 号 工事請負変更契約の締結について

議案第 39 号 工事請負変更契約の締結について

議案第 40 号 工事請負変更契約の締結について

各常任委員長報告

議案第 41 号 南越前町副町長の選任について

議案第 42 号 南越前町教育長の任命について

議案第 43 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第 44 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

発議第 1 号 南越前町議会会議規則の一部改正について

議員派遣について



---

開 議  
〔開議 午後 3時30分〕

○議長（秋田重敏君）会議を再開します。本日の出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより、日程に入ります。日程第1 議案第16号 令和3年度南越前町一般会計予算から日程第12 議案第27号 令和3年度南越前町水道事業会計予算についてまでの12議案を一括して議題といたします。

---

当初予算特別委員長の報告

○議長（秋田重敏君）これらの案件につきましては、当初予算特別委員会に付託し、すでに審査を終えておりますので、当初予算特別委員長の報告を求めることにいたします。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）当初予算特別委員長 12番 平谷 弘子君。

〔 当初予算特別委員長登壇 報告 〕

○12番（平谷弘子君）令和3年度当初予算特別委員会よりご報告申し上げます。今期議会定例会において、本委員会に付託されました案件審査のため、3月3日から16日までの期間中、第1委員会室において、関係理事者の出席を求めて令和3年度当初予算特別委員会を開催いたしました。

付託を受けました議案第16号 令和3年度南越前町一般会計予算から議案第27号 令和3年度南越前町水道事業会計予算までの各会計当初予算12議案について、所管ごとに慎重に審査をいたしました。その審査結果及び特に議論し指摘しました事項について、ご報告いたします。

一つ、防犯カメラ設置事業について。

「主要施設への設置や集落への設置を促進していただくことは非常に良いことではあるが、不法投棄に対する監視や、交通事故多発箇所、渋滞箇所並びに通学路における事故、犯罪などの防止を図るための防犯カメラ設置を優先して対応するよう検討されたい。」との指摘に対して、「町ではこれまで、犯罪の抑止効

果と犯罪発生後の検証手段と二次被害防止の観点から、不特定多数の者が利用する役場等庁舎、学校、駅などの公共施設を中心に設置をしてまいりました。今後は、未設置の主要施設や犯罪の多発が予想される箇所についても計画的に設置を検討し、安全安心なまちづくりを目指してまいります。」との回答でございました。

二つ、中学校統合に伴う旧中学校などの教育財産の保存と活用について。

「令和4年4月には、町内の3中学校が1校に統合され、新しく校歌や校章が制定されるようですが、旧中学校の校舎、授業風景などの映像媒体への保存と併せて、校歌、校章を風化させないよう保存すると共に、各地区において過去に廃校となったものについても、残された映像や校歌などを教育財産として将来的に保存し、町民がいつでも利活用できるよう検討を願いたい。」との指摘に対して、「令和4年3月に廃校となる中学校の校舎、授業風景などの映像資料や校歌、校章などは、風化防止のためデジタル化による保存に努めてまいります。

さらに、各地区において過去に廃校となった小中学校の写真や教科書などの資料の収集については、町で保有しているものに加え、町民に対しても提供を呼びかけます。また、教育財産として永久的に保存し町民が利活用できるようデジタルアーカイブ化を令和5年度の図書館システムの更新に合わせて検討していきます。」との回答でありました。

三つ、鳥獣害対策について。

「鳥獣による被害が依然として減少していないため、捕獲の強化などによる個体数の減少を図ることが重要と思われるので、防護柵等による農地等への出没防止策の推進と併せて捕獲檻及び捕獲隊による個体数削減の強化を図り、継続した被害の防止を推進していただきたい。併せて、大学など研究機関との共同研究による被害防止やドローンなどを活用した野生獣の生態の調査など、各種対策についても模索をされたい。」との指摘に対して、「被害防止柵の設置の推進を図るとともに、現在31名にて編成されている有害鳥獣捕獲隊の増員に努めます。隊員の捕獲強化を促す観点から、捕獲頭数に応じてインセンティブが働くよう報償費・委託料の支払いについて協議、検討していくことといたします。また、他の自治体での産学官、あるいは学官での取り組み事例を参考に、調査研究していくことといたします。」との回答でありました。

四つ、アユの放流促進について。

「アユ釣り大会の予算が新年度に計上されているが、アユ釣り客の減少が続いている。アユの放流量を増やし、アユ釣り客の増加を図るよう、町として日野川漁業協同組合などに対して放流量の増加及び釣り客増加対策を講じるよう強く要望をお願いしたい。」との指摘に対して、「日野川漁業協同組合においては、

例年、30か所、延べ61回にて、約2.8t、約58万匹の稚アユを放流しているとのことであります。本町においては、放流に対して補助金を交付しておりますが、放流量が適正か否かなど、日野川漁業協同組合と協議することとし、釣り客の増加対策を講じるよう強く要望してまいります。」との回答でございました。

五つ、河川の浚渫の促進について。

「日野川においては、県が国土強靱化計画事業として土砂の浚渫や立木の伐採を行ったが、日野川に流入する他の1、2級河川についても、土砂の堆積や立木が茂っていることにより河川敷内が野生動物の生息域となっており、河川の氾濫防止対策と併せて獣害対策としても早急な浚渫や立木の伐採を推進するよう強く県に要望されたい。」との指摘に対して、「令和2年度に福井県において、国土強靱化事業として日野川の土砂撤去や伐木・除根を町内全域にわたり実施しましたが、今後は日野川に流入している8本の1級河川についても大規模自然災害に備え安全・安心な河川環境づくりを推進するため、河川の浚渫の促進について、福井県に対して強く要望していきます。」との回答でありました。

以上が、当委員会が指摘した事項に対する理事者側の回答でございました。

今後は、回答されたとおり対策が講じられているか、見極めていきますので、町側も真摯に対策を講じていただきますよう切にお願いを申し上げます。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました、審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。令和3年度当初予算特別委員会からの報告を終わります。

〔当初予算特別委員長 降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて、当初予算特別委員長の報告を終わります。

---

## 討 論 ・ 採 決

○議長（秋田重敏君）これより、議案第16号 令和3年度南越前町一般会計予算から議案第27号 令和3年度南越前町水道事業会計予算についてまでの12議案を一括して討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第16号 令和3年度南越前町一般会計予算

は、当初予算特別委員長の報告のとおり決するに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（秋田重敏君）起立全員です。よって、議案第16号は当初予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和3年度南越前町国民健康保険特別会計予算から議案第27号 令和3年度南越前町水道事業会計予算までの11議案を一括して、採決いたします。議案第17号から議案第27号までの11議案については、当初予算特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（秋田重敏君）起立全員です。よって、議案第17号から議案第27号までの11議案は、当初予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第28号 南越前町附属機関設置条例及び南越前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第25 議案第40号 工事請負変更契約の締結についてまでの13議案について一括して議題といたします。

---

#### 常任委員長の報告

○議長（秋田重敏君）これらの案件につきましては、各常任委員会に付託し、すでに審査を終えておりますので、各常任委員長の報告を求めることにいたします。はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）総務文教常任委員長 7番 平泉初男君。

〔総務文教常任委員長登壇 報告〕

○7番（平泉初男君）総務文教常任委員会よりご報告いたします。

今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました案件審査のため、3月4日及び11日に第1委員会室及び第2委員会室にて委員会を開催いたしました。付託を受けました議案第28号 南越前町附属機関設置条例及び南越前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について及び、議案29号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてなど、本委員会に関わる事項2議案につきまし

て、関係理事者の出席を求めて所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定しました。

以上が、本委員会に付託されました各議案などの審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

〔総務文教常任委員長 降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて、総務文教常任委員長の報告を終わります。これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、産建厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）産建厚生常任委員長 5番 熊谷良彦君。

〔産建厚生常任委員長登壇 報告〕

○5番(熊谷良彦君)それでは、産建厚生常任委員会よりご報告いたします。

今期定例会において、産建厚生常任委員会に付託されました案件審査のため、3月10日及び11日に第1委員会室及び第2委員会室にて、委員会を開催いたしました。付託を受けました議案第30号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正についてから、議案第34号 南越前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についての条例関係5議案及び、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定についてから議案第40号 工事請負変更契約の締結についての6議案など本委員会に関わる事項11議案につきまして、関係理事者の出席を求めて所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました各議案の審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

〔産建厚生常任委員長 降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて、産建厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、産建厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

討 論 ・ 採 決

○議長（秋田重敏君）これより議案第28号 南越前町附属機関設置条例及び南越前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから議案第34号 南越前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてまでの7議案を一括して討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第28号から議案第34号までの7議案を一括して採決を行いません。議案第28号から議案第34号までの7議案については、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（秋田重敏君）起立全員です。よって、議案第28号から議案第34号までの7議案は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定についてから議案第40号 工事請負変更契約の締結についてまでの6議案を一括して討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第35号から議案第40号までの6議案を一括して採決を行いません。議案第35号から議案第40号までの6議案については、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（秋田重敏君）起立、全員です。よって、議案第35号から議案第40号

までの6議案は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 追加議案の上程

○議長（秋田重敏君）次に、日程第26 議案第41号 南越前町副町長の選任についてから日程第29 議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの4議案を一括して上程いたします。

---

#### 提案理由の説明

○議長（秋田重敏君）岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）本日、追加提案いたしました各案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

提案いたしました議案は、人事に関するものが4件であります。

最初に、議案第41号 南越前町副町長の選任についてご説明申し上げます。

これは、現南越前町副町長の藤原十三夫氏が令和3年3月20日で任期満了を迎えるため、新たに南越前町副町長に北野 徹氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和3年4月1日から令和7年3月31日にいたすものであります。

次に、議案第42号 南越前町教育長の任命についてご説明申し上げます。

これは、現南越前町教育長の上田康彦氏が令和3年4月23日で任期満了を迎えるため、引き続き南越前町教育長に上田康彦氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和3年4月24日から令和6年4月23日にいたすものであります。

次に、議案第43号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

これは、現在、人権擁護委員をされております和田幸江氏が、令和3年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き、和田幸江氏を推薦いたしたく人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

これは、現在、人権擁護委員をされております、中村 収氏が、令和3年6月30日をもって任期満了となりますので、新たに、加藤幹雄氏を推薦いたしたく人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、追加提案いたしました4議案につきまして、ご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

[町長（岩倉光弘君）降壇]

---

## 採 決

○議長（秋田重敏君）提案理由の説明を終わります。次に、日程第26 議案第41号 南越前町副町長の選任についてから日程第29 議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの4議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。議案第41号から議案第44号までは人事案件でありますので、慣例により質疑・討論を省略し、ただちに採決をおこないたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。よって、議案第41号から議案第44号までは、慣例により質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより、採決を行います。ここで、北野総務課長には退席をお願いいたします。

[総務課長（北野 徹君）退席]

○議長（秋田重敏君）議案第41号 南越前町副町長に北野 徹君を選任にすることについては、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。北野総務課長の退席を解除します。

[総務課長（北野 徹君）復席]

○議長（秋田重敏君）ここで、上田教育長の退席を求めます。

[教育長（上田康彦君）退席]



○議長（秋田重敏君）次に、議案第42号 南越前町教育長に上田康彦君を任命することについては、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。上田教育長の退席を解除します。

〔教育長（上田康彦君）復席〕

○議長（秋田重敏君）次に、議案第43号 人権擁護委員に和田幸江さんを適任とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。次に、議案第44号 人権擁護委員に加藤幹雄君を適任とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。よって、本案、原案のとおり決しました。

次に、日程第30 発議第1号 南越前町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）4番 城野庄一君。

〔4番 城野庄一君登壇 説明〕

○4番（城野庄一君）それでは、発議第1号 南越前町議会会議規則の一部改正についての提案理由を説明申し上げます。

性別に関わらず議員活動と家庭生活との両立ができる環境づくりのため、会議の欠席事由に出産、育児、介護などを明記するとともに、出産による欠席については母体保護の観点から産前・産後の欠席期間を定めるものです。

併せて、議会への請願手続きにおける利便性の向上を図るため、請願者に一律に義務付けている押印を見直し、署名又は記名押印に改めたいので本案を提出するものであります。

提案者 南越前町議会議員 城野庄一、賛成者 南越前町議会 山本徹郎議

員、同じく高橋宏介議員。

以上、議員各位におかれましては、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

〔4番 城野庄一君 降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて、城野庄一君による提案理由の説明を終わります。

これより、発議第1号について質疑を行ないます。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

### 採 決

○議長（秋田重敏君）お諮りいたします。これより、討論を省略して採決を行ないたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決を行うことに決定いたしました。発議第1号 南越前町議会会議規則の一部改正については、原案のとおりとすることに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（秋田重敏君）起立、全員です。よって、発議第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第31 議員派遣についてを議題といたします。本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、議員の派遣について承認を求めるものであります。議員派遣については、調査・研修を目的にお手元に配付のとおり、議員派遣を行おうとするものであります。ただし、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

お諮りいたします。本件については、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付のとおり承認することに決定いたしました。

---

## 閉 会

○議長（秋田重敏君）以上で、本日の本会議の日程は終了いたしました。閉会にあたり、岩倉町長より発言が求められておりますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）令和3年3月定例議会の終わりにあたりまして、一言お礼を申し上げます。

初日の3月1日に、この本会議場におきまして、私どもが提案をさせていただきました当初予算をはじめとする、36議案及び本日追加提案をさせていただいた4議案、全てを可決いただきまして、誠にありがとうございました。

町といたしましては、今議会において、可決いただきました当初予算については、本町が抱える最重要課題である「人口減少対策」、そして「地域の活性化」に資する施策とし、新しい時代を切り開く実効性のある予算といたしました。

代表質問及び一般質問をはじめ当初予算特別委員会並びに各常任委員会でいただきましたご意見につきましても、真摯に対応することとしますので、ご理解方よろしくお願いいたします。

これから、将来にわたりいつまでも「誰もが住みたくなる南越前町」を目指しまして、職員一丸となって「6つのまちづくり」に邁進する所存でございます。

また、令和3年度も重要課題である、新型コロナウイルス感染症であります。高齢者をはじめとする町民全体へのワクチン接種について、万全を期するとともに、追加交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、感染予防対策、そしてまた経済活性化対策の両面から有効に活用することといたします。今後とも議員の皆様方のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（秋田重敏君）議員各位におかれましては、去る1日から本日までの19日間にわたり、各案件に対しまして慎重審議いただき、それぞれ妥当なるご決議をいただきましたこと、また、今期定例会運営にご協力いただきましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。

今期定例会に提案された令和3年度当初予算につきましては、当初予算特別委員会を設置し、慎重に審査をいたしました。審査期間中は、岩倉町長をはじめ理事者各位には、ご協力をいただき感謝を申し上げます。

また、岩倉町長におかれましては、2期目を迎え、住民が安全で安心した生活を営むことができるような町づくりをはじめ、南越前町の更なる発展のために、全力で町政に取り組んでいただきますことを、お願いをいたします。

さて、去年は新型コロナウイルス感染症に始まり、コロナで終わった年でありました。また、去年7月の豪雨災害、今年に入ってから、東日本大震災の余震とみられる震度6強の地震、先般は、栃木県足利市で大規模な山火事が発生し、多くの方が一時避難をされるなど、大きな災害が発生をしております。福井県におきましても、永平寺町において土砂災害が発生し、現在もえちぜん鉄道の一部区間が運行できない状況となっております。

本町においては、去年は大きな災害の発生もなく、今年1月の大雪におきましても、適切な除雪によりまして、大きな交通障害が生じなかったことは、ひとえに、町長をはじめとした関係者のご努力によるものと感謝申し上げます。

ところで、先月からは、新型コロナウイルスワクチン接種が医療従事者を対象に始まっております。4月には高齢者への接種が始まる予定であり、順次進められていく計画とのことであります。ワクチンの接種が進み、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束し、東京オリンピック・パラリンピックをはじめ、本町においても各種のイベントや集落での各種活動、県外への移動などができるようになることを念願いたしております。さて、我々議員の任期もあと1年ほどとなりましたが、議員同士お互いに刺激をしいながら、町民の皆様の負託に応えられるよう、職務を全うし、本町の更なる発展のために、全力で取り組むことをお約束いたしまして、閉会の挨拶といたします。

これをもちまして、令和3年3月南越前町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後4時16分〕